

那 霸 市 公 報

第 1 8 0 9 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 建築基準法第42条第2項の規定による道路の廃止について（建築指導課） …… 4
- 市長等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする行政手続等に関する告示について（教育委員会生涯学習課・教育委員会市民スポーツ課・教育委員会中央公民館） …… 5
- 市道路線の地番訂正及び区域変更の告示（道路管理課） …… 7
- 建築基準法第42条第2項の規定による道路の廃止について（建築指導課） …… 9
- 都市景観資源の指定及び解除について（都市計画課） …… 9
- 那覇市鏡水ふれあい会館の指定管理者の指定について（平和交流・男女参画課） …… 10
- 那覇市字大嶺自治会館の指定管理者の指定について（平和交流・男女参画課） …… 11
- 那覇市ぶんかテンプス館指定管理者の指定について（商工農水課） …… 12
- 令和3年度那覇市一般会計補正予算（第9号）（財政課） …… 12
- 令和3年度那覇市一般会計補正予算（第10号）（財政課） …… 14
- 令和4年度那覇市一般会計予算（財政課） …… 24
- 令和3年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算（第2号）（財政課） …… 34
- 令和4年度那覇市病院事業債管理特別会計予算（財政課） …… 35
- 令和3年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（ちゃーがんじゅう課） …… 36
- 令和4年度那覇市介護保険事業特別会計予算（ちゃーがんじゅう課） …… 39
- 令和3年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第2号）（まちなみ整備課） …… 43

○令和 4 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算 (まちなみ整備課) ……	44
○令和 3 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号) (まちなみ整備課) ……	45
○令和 4 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算 (まちなみ整備課) ……	46
○令和 3 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 1 号) (上下水道局企画経営課) ……	48
○令和 3 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 1 号) (上下水道局企画経営課) ……	49
○令和 4 年度那覇市水道事業会計予算 (上下水道局企画経営課) ……	51
○令和 4 年度那覇市下水道事業会計予算 (上下水道局企画経営課) ……	53
○令和 3 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) (国民健康保険課) ……	56
○令和 3 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) (国民健康保険課) ……	59
○令和 4 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算 (国民健康保険課) ……	60
○令和 4 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算 (国民健康保険課) ……	63
○那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約について (生活衛生課) ……	65

◇ 公 告 ◇

○那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二地区土地区画整理事業の事業計画変更について (まちなみ整備課) ……	66
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) ……	67
○那覇広域都市計画公園事業の施行について (花とみどり課) ……	68
○那覇広域都市計画公園事業の施行について (花とみどり課) ……	69
○那覇広域都市計画公園事業の施行について (花とみどり課) ……	70
○那覇広域都市計画公園事業の施行について (花とみどり課) ……	71

◇消防局訓令◇

○那覇市消防警防規程の一部を改正する訓令……………	72
○那覇市消防指揮隊規程……………	77
○那覇市消防救助隊訓令の一部を改正する訓令……………	81
○那覇市消防特殊災害対応隊規程の一部を改正する訓令……………	87
○那覇市消防同意等事務処理規程の一部を改正する訓令……………	91

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について……………	93
○那覇市排水設備指定工事店の有効期間満了について……………	94
○水道料金等コンビニ収納代行業務委託について……………	95
○那覇市上下水道局お客様センター業務委託に伴う徴収事務の委託について…	96

◇教育委員会規則◇

○那覇市学校給食センターの受配校に関する規則の一部を改正する規則……………	97
---------------------------------------	----

◇選挙管理委員会告示◇

○那覇市選挙管理委員会委員長及び同職務代理者の住所及び氏名について……………	99
--	----

◇監査委員公表◇

○令和 3 年度定期監査 (工事監査) の結果に基づき講じた措置について (公表) ……………	100
--	-----

告 示

那覇市告示第 635 号
令和 4 年 3 月 4 日
掲 示 済

建築基準法第42条第 2 項の規定による道路の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 2 項の規定による道路を次のとおり廃止したので、公示する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 廃止番号：第 5 号
- 2 廃止道路の種類：第42条第 2 項の規定による道路
- 3 廃止の年月日：令和 4 年 3 月 4 日
- 4 廃止道路の位置：那覇市古波蔵一丁目215番の一部、216番 5、217番 6 の一部
- 5 廃止道路の延長及び幅員：延長27.15m 幅員4.00m

那覇市告示第 642 号
令和 4 年 3 月 9 日
掲 示 済

市長等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする
行政手続等に関する告示について

那覇市教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
(平成17年那覇市教育委員会規則第 1 号) および那覇市長等に係る行政手続等にお
ける情報通信の技術の利用に関する規則 (平成16年那覇市規則第50号) 第 3 条の規
定に基づき、市長等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする行
政手続等を次のとおり定め、告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

条例等	条項	手続き等の名称	開始日
那覇市公民館条 例施行規則	第2条	那覇市公民館の利用許可申請	令和4年4月1日
	第3条	那覇市公民館の利用許可通知	
	第4条	那覇市公民館の利用許可変更申請及び許 可通知	
	第6条	那覇市公民館の使用料還付申請及び還付 通知	
	第7条	那覇市公民館の使用料減免申請及び減免 通知	
	第9条	那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタ リウムの観覧料還付申請及び還付通知	
	第10条	那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタ リウムの観覧料減免申請及び減免通知	

那覇市体育施設 条例	第8条	那覇市体育施設の利用許可申請及び許可 通知	令和4年4月1日
	第9条	那覇市奥武山体育施設の利用料の支払及 び返還	
	第10条	那覇市体育施設の使用料減免申請及び減 免通知	
那覇市奥武山体 育施設条例	第8条	那覇市奥武山体育施設の利用許可申請及 び許可通知	令和4年4月1日
	第9条	那覇市奥武山体育施設の利用料の支払及 び返還	
	第10条	那覇市奥武山体育施設の使用料減免申請 及び減免通知	
那覇市立学校体 育施設の開放に 関する規則	第8条	那覇市立学校体育施設の開放の利用許可 申請及び許可通知	令和4年4月1日
	第9条	那覇市立学校体育施設の開放の使用料減 免申請及び減免通知	
	第10条	那覇市立学校体育施設の開放の使用料還 付申請及び還付通知	
那覇市人材育成 支援センターま ーいまーいNaha 条例施行規則	第2条	那覇市人材育成支援センターまーいま ーいNahaの利用許可申請	令和4年4月1日
	第3条	那覇市人材育成支援センターまーいま ーいNahaの利用許可通知	
	第4条	那覇市人材育成支援センターまーいま ーいNahaの利用許可変更申請及び許可通知	
	第6条	那覇市人材育成支援センターまーいま ーいNahaの使用料還付申請及び還付通知	
	第7条	那覇市人材育成支援センターまーいま ーいNahaの使用料減免申請及び減免通知	

那覇市告示第 648 号
令和 4 年 3 月 14 日
掲 示 済

市道路線の地番訂正及び区域変更の告示

道路法（昭和27年法第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道に認定された路線を次のように地番の訂正をする。

また、道路法（昭和27年法第180号）第18条第1項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更をする。

その関係図面は、告示の日から2週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 地番訂正する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点		備 考
		934	国場6号	
		旧	字古波蔵143番 ～字国場1087番	

2. 区域変更する路線

整理番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
934	国場6号	古波蔵1丁目396番1 ～字国場1182番8	465.4	6.0 ～12.9	区域追加

市道路線の区域変更位置図(参考図)



那覇市告示第 656 号
令和 4 年 3 月 17 日
掲 示 済

建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり廃止したので、公示する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 廃止番号：第 6 号
- 2 廃止道路の種類：第42条第2項の規定による道路
- 3 廃止の年月日：令和4年3月17日
- 4 廃止道路の位置：那覇市字国場704番
- 5 廃止道路の延長及び幅員：延長25.45m 幅員4.00m

那覇市告示第 658 号
令和 4 年 3 月 17 日
掲 示 済

都市景観資源の指定及び解除について

那覇市都市景観条例第25条第1項の規定に基づき下記の物件を都市景観資源に指定及び解除したので、同条第4項及び第6項の規定に基づき告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

記

指定

No	名 称	所在地	所有者・管理者
73	壺川の国場川辺のアコウ	奥武山町 53-15	沖縄県

※番号については、前回からの連番となっています。

解除

No	名 称	所在地	所有者・管理者
50	那覇高校正門のガジュマル	松尾 1-21	沖縄県 教育委員会

那覇市告示第 666 号
令和 4 年 3 月 22 日
掲 示 済

那覇市鏡水ふれあい会館の指定管理者の指定について

那覇市鏡水ふれあい会館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、令和4年2月那覇市議会定例会において議決されましたので、那覇市鏡水ふれあい会館条例（平成23年10月3日条例第29号）第15条第4項に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市鏡水ふれあい会館
所在地 那覇市字小禄909番地4
- 2 指定管理者となる団体
名 称 字鏡水自治会
所在地 那覇市字小禄909番地4
代表者 新崎 義信
- 3 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

那覇市告示第 667 号
令和 4 年 3 月 22 日
掲 示 済

那覇市字大嶺自治会館の指定管理者の指定について

那覇市字大嶺自治会館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、令和4年2月那覇市議会定例会において議決されましたので、那覇市字大嶺自治会館条例（令和3年12月27日条例第56号）第16条第4項に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市字大嶺自治会館
所在地 那覇市宇栄原1丁目4番

- 2 指定管理者となる団体
名 称 字大嶺自治会
所在地 那覇市宇栄原1丁目3番1号
代表者 会長 赤嶺 良一

- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

那覇市告示第 676 号
令和 4 年 3 月 24 日
掲 示 済

那覇市ぶんかテンプス館指定管理者の指定について

那覇市ぶんかテンプス館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、令和4年(2022年)2月那覇市議会定例会において同意されましたので、那覇市ぶんかテンプス館条例第17条第4項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市ぶんかテンプス館
位 置 那覇市牧志3丁目2番10号
- 2 指定管理者となる団体
名 称 株式会社沖縄コングレ・株式会社PBコミュニケーションズ
共同企業体
所在地 那覇市久茂地3丁目1番1号
代表者 代表取締役 武内 紀子
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

那覇市告示第 1 号
令和 4 年 4 月 1 日

令和4年(2022年)1月20日付けで専決処分を行った令和3年度那覇市一般会計補正予算(第9号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年度那覇市一般会計補正予算 (第 9 号)

令和 3 年度那覇市の一般会計の補正予算 (第 9 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,331,051 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 187,072,962 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		60,115,564	6,331,051	66,446,615
	2 国庫補助金	20,513,639	6,331,051	26,844,690
歳入合計		180,741,911	6,331,051	187,072,962

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		92,450,681	6,331,051	98,781,732
	1 社会福祉費	29,228,771	6,331,051	35,559,822
歳出合計		180,741,911	6,331,051	187,072,962

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費			6,331,051
	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業	6,331,051
合 計			6,331,051

那 覇 市 告 示 第 2 号

令 和 4 年 4 月 1 日

令和 4 年 (2022 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 3 年度那覇市一般会計補正予算 (第 10 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年度那覇市一般会計補正予算 (第 10 号)

令和 3 年度那覇市の一般会計の補正予算 (第 10 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,329,547 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 191,402,509 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 既定の債務負担行為の変更及び廃止は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		49,197,273	1,213,970	50,411,243
	1 市民税	19,175,336	671,685	19,847,021
	2 固定資産税	24,586,945	△ 61,614	24,525,331
	3 軽自動車税	804,018	13,806	817,824
	4 市たばこ税	3,470,872	643,837	4,114,709

	5 入湯税	7,627	△ 365	7,262
	6 事業所税	1,152,475	△ 53,379	1,099,096
3 利子割交付金		20,158	△ 1,527	18,631
	1 利子割交付金	20,158	△ 1,527	18,631
4 配当割交付金		68,868	△ 3,528	65,340
	1 配当割交付金	68,868	△ 3,528	65,340
5 株式等譲渡所得割交付金		61,580	8,892	70,472
	1 株式等譲渡所得割交付金	61,580	8,892	70,472
6 地方消費税交付金		6,725,675	844,231	7,569,906
	1 地方消費税交付金	6,725,675	844,231	7,569,906
7 環境性能割交付金		38,264	△ 7,631	30,633
	1 環境性能割交付金	38,264	△ 7,631	30,633
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		289,872	17,978	307,850
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	289,872	17,978	307,850
10 地方交付税		8,494,184	2,125,204	10,619,388
	1 地方交付税	8,494,184	2,125,204	10,619,388
12 法人事業税交付金		614,533	316,575	931,108
	1 法人事業税交付金	614,533	316,575	931,108
13 分担金及び負担金		744,463	1,954	746,417
	2 負担金	744,462	1,954	746,416
14 使用料及び手数料		3,380,582	△ 14,777	3,365,805
	1 使用料	2,660,507	△ 32,462	2,628,045
	2 手数料	720,075	17,685	737,760
15 国庫支出金		66,446,615	1,493,332	67,939,947
	1 国庫負担金	39,507,999	654,941	40,162,940
	2 国庫補助金	26,844,690	839,036	27,683,726
	3 委託金	93,926	△ 645	93,281
16 県支出金		17,685,236	29,367	17,714,603

	1 県負担金	8,782,925	202,930	8,985,855
	2 県補助金	8,280,769	△ 149,144	8,131,625
	3 委託金	621,542	△ 24,419	597,123
17 財産収入		646,392	356,365	1,002,757
	1 財産運用収入	453,037	3,029	456,066
	2 財産売払収入	193,355	353,336	546,691
18 寄附金		245,515	127,715	373,230
	1 寄附金	245,515	127,715	373,230
19 繰入金		5,139,577	△ 1,865,932	3,273,645
	1 特別会計繰入金	271,829	4,910	276,739
	2 基金繰入金	4,867,748	△ 1,870,842	2,996,906
20 繰越金		7,657,712	421,114	8,078,826
	1 繰越金	7,657,712	421,114	8,078,826
21 諸収入		1,432,840	189,645	1,622,485
	1 延滞金加算金及び過料	39,965	264	40,229
	4 受託事業収入	139,485	△ 10,382	129,103
	5 雑入	1,068,252	199,763	1,268,015
22 市債		17,397,574	△ 923,400	16,474,174
	1 市債	17,397,574	△ 923,400	16,474,174
歳入合計		187,072,962	4,329,547	191,402,509

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		745,754	△ 12,045	733,709
	1 議会費	745,754	△ 12,045	733,709
2 総務費		19,585,675	2,845,500	22,431,175
	1 総務管理費	17,085,477	3,014,186	20,099,663
	2 徴税費	1,138,160	△ 53,416	1,084,744
	3 戸籍住民基本台帳費	830,703	△ 24,532	806,171
	4 選挙費	372,264	△ 79,667	292,597

	5 統計調査費	54,683	△ 3,972	50,711
	6 監査委員費	104,388	△ 7,099	97,289
3 民生費		98,781,732	1,173,596	99,955,328
	1 社会福祉費	35,559,822	1,014,950	36,574,772
	2 児童福祉費	38,207,793	△ 243,337	37,964,456
	3 生活保護費	25,014,116	401,983	25,416,099
4 衛生費		14,264,274	83,915	14,348,189
	1 保健衛生費	10,923,756	121,483	11,045,239
	2 清掃費	3,340,518	△ 37,568	3,302,950
6 農林水産業費		211,317	△ 12,329	198,988
	1 農業費	102,433	△ 13,239	89,194
	2 林業費	27,777	△ 8	27,769
	3 水産業費	81,107	918	82,025
7 商工費		5,440,839	△ 120,661	5,320,178
	1 商工費	5,440,839	△ 120,661	5,320,178
8 土木費		14,025,304	△ 1,025,572	12,999,732
	1 土木管理費	208,667	15,698	224,365
	2 道路橋りょう費	1,290,003	△ 149,719	1,140,284
	3 港湾費	693,853	△ 6,121	687,732
	4 都市計画費	6,281,480	△ 196,500	6,084,980
	5 住宅費	5,551,301	△ 688,930	4,862,371
9 消防費		3,095,378	△ 59,086	3,036,292
	1 消防費	3,095,378	△ 59,086	3,036,292
10 教育費		17,166,384	340,952	17,507,336
	1 教育総務費	2,012,769	△ 114,826	1,897,943
	2 小学校費	9,106,211	803,140	9,909,351
	3 中学校費	1,701,984	△ 194,242	1,507,742
	4 社会教育費	2,433,212	△ 66,307	2,366,905
	5 保健体育費	1,912,208	△ 86,813	1,825,395
12 公債費		13,019,383	1,115,277	14,134,660

	1 公債費	13,019,383	1,115,277	14,134,660
歳出合計		187,072,962	4,329,547	191,402,509

第 2 表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費			551,240
	1 総務管理費		543,012
		旧那覇飛行場用地問題解決事業	261,076
		市制 100 周年記念企画事業	913
		小禄支所建設整備事業	170,400
		新文化芸術発信拠点施設整備事業	110,623
	3 戸籍住民基本台帳費		8,228
		一般事務費	8,228
3 民生費			2,260,430
	1 社会福祉費		3,994
		老人福祉センター等改修事業	3,994
	2 児童福祉費		2,256,436
		老朽化保育所増改築等事業	388,027
		給食調理業務委託事業	1,508
		安謝こども園園舎建設補助事業	256,661
		宇栄原こども園園舎建設補助事業	9,096
		保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業	60,122
		令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)	749,624
		令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(追加給付分)	739,645
		社会的養護従事者処遇改善事業	284
		若狭小区児童クラブ活動拠点整備事業	36,069
		放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業	15,400
4 衛生費			

	2 清掃費		21,949
		大名橋改修事業	21,949
6 農林水産業費	1 農業費		32,261
		一般農道改良事業	22,261
	3 水産業費		10,000
		軽石被害に係る緊急支援事業	10,000
7 商工費	1 商工費		410,300
		那覇大綱挽保存会補助金	2,000
		市内宿泊・観光体験等促進クーポン事業(新型コロナ関連)	104,000
		那覇市『雇用を守る』事業者支援事業	304,000
		頑張るマチグラー支援事業	300
			410,300
8 土木費	1 土木管理費		3,043,310
		宅地耐震化推進事業	17,417
	2 道路橋りょう費		17,417
		一般事務費	315,091
		私道整備補助金	14,586
		里道整備事業	1,000
		道路維持事業	2,570
		法定外橋梁修繕事業	28,930
		路面修繕事業(単独)	9,554
		道路新設改良事業(社会資本交付金)	22,612
		道路新設改良事業(単独)	159,923
		交通安全施設整備事業(特交金)	4,984
		交通安全施設整備事業(特交金)	28,407
		未就学児交通安全対策事業	15,000
	4 都市計画費		27,525
		沖縄都市モルルールインフラ外整備事業	2,171,151
			1,326,920

		沖縄都市モノレール(株)貸付金	59,000
		LRT導入推進検討事業	56,551
		街路樹維持管理費	5,115
		街路整備事業(単独)	1,238
		モノレール・インフラ等修繕	167,732
		公園維持管理費	24,853
		公園整備事業(沖縄振興公共投資交付金)	77,637
		公園施設長寿命化対策支援事業	35,990
		亜熱帯庭園都市の公園美化事業	87,970
		公園整備事業(社会資本整備総合交付金)	153,282
		福州園再整備事業	142,415
		那覇市松山公園文化交流施設管理運営事業	8,621
		公園整備事業(単独)	16,000
		民間活力を活かした公園活性化事業	7,827
	5 住宅費		539,651
		市営住宅ストック総合改善事業	277,021
		真地市営住宅建替事業	257,197
		市営住宅施策検討調査事業	5,433
9 消防費			90,246
	1 消防費		90,246
		(仮称)小緑南出張所整備事業	83,585
		消防局庁舎空調設備更新事業	3,560
		西消防署空調設備更新事業	3,101
10 教育費			5,661,508
	2 小学校費		4,667,160
		小学校管理運営費	8,233
		施設維持管理費(小学校)	10,450
		小学校防災機能強化事業(昇降機)	8,249
		小学校環境整備事業(トイレ整備)	62,361
		小学校環境整備事業(屋内運動場照	7,425

	明整備)	
	垣花小学校屋内運動場建設事業	590,628
	若狭小学校校舎建設事業	1,237,389
	地域・学校連携施設(若狭小)建設事業	45,969
	開南小学校屋内運動場建設事業	531,659
	高良小学校屋内運動場建設事業	4,279
	上間小学校屋内運動場建設事業	53,504
	識名小学校校舎建設事業	547,421
	与儀小学校校舎建設事業	454,895
	与儀小学校屋内運動場建設事業	226,787
	識名小学校屋内運動場建設事業	342,160
	天妃小学校校舎建設事業	227,271
	石嶺小学校屋内運動場建設事業	304,342
	壺屋小学校単独調理場解体事業	4,138
3	中学校費	123,567
	施設維持管理費(中学校)	8,902
	中学校防災機能強化事業(昇降機)	5,013
	中学校環境整備事業(トイレ整備)	86,253
	中学校環境整備事業(屋内運動場照明整備)	16,997
	首里中学校単独調理場解体事業	6,402
4	社会教育費	853,734
	森の家みんな管理運営事業	327
	資料整理室の運営	17,716
	首里城周辺地域整備事業	108,886
	崇元寺跡保存整備事業	721,569
	新栄橋(与儀橋)埋蔵文化財発掘調査	5,236
5	保健体育費	17,047
	開南小学校給食調理場改築事業	425
	与儀小学校給食調理場改築事業	16,622
合 計		12,071,244

2 変 更

(単位:千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費			586,299		2,910,050
	4 都市計画費		374,663		541,088
		街路整備事業 (公共投資交付金)	374,663	街路整備事業 (公共投資交付金)	541,088
	5 住宅費		211,636		2,368,962
		地域居住機能再生推進事業	202,615	地域居住機能再生推進事業	2,354,321
		市営住宅建替移転事業(補助金)	9,021	市営住宅建替移転事業(補助金)	14,641
合 計		586,299		2,910,050	

第 3 表 債務負担行為補正

1 変 更

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
市制施行記念事業(市政功労章等の購入)(秘書広報課)	令和3年度から 令和4年度まで	894	令和3年度から 令和4年度まで	930
那覇市ぶんかテンプス館管理運営委託費(商工農水課)	令和3年度から 令和4年度まで	42,826	令和3年度から 令和5年度まで	83,538

2 廃 止

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
PPP事業アドバイザー業務(企画調整課)	令和3年度から 令和4年度まで	20,141
中速プリンター賃貸借及び保守契約(情報政策課)	令和3年度から 令和8年度まで	28,308
那覇市道路照明灯LED化業務委託(道路管理課)	令和3年度から 令和13年度まで	259,290
大名市営住宅第4建替事業(市営住宅課)	令和3年度から 令和5年度まで	2,086,950
石嶺市営住宅建替事業(第7-1期実施設計)(市営住宅課)	令和3年度から 令和4年度まで	185,814
真地市営住宅第1期建替事業(解体・2工区)(市営住宅課)	令和3年度から 令和4年度まで	76,886

第 4 表 地方債補正

変 更

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率 償還の方法
1 特定地域 施設整備事業	104,000	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	年 5 % 以内 (た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	償還期間 は、据置期間 を含め 30 年以 内とする。 償還方法 は、元利均等、 元金均等等に よる。 ただし、財 政の都合によ り、据置期間 中であっても 繰上償還し、 償還年限を変 更し、又は借 り換えること ができる。	100,500	補正前に 同じ	
3 公立文化 施設整備事業	2,100,800				1,915,400		
8 道路整備 事業	229,100				180,400		
10 都市計画 事業	358,000				354,500		
11 都市公園 整備事業	199,500				243,500		
12 市営住宅 建設事業	1,057,300				972,600		
14 教育施設 整備事業	3,018,100				2,376,500		

那 覇 市 告 示 第 3 号
令 和 4 年 4 月 1 日

令和 4 年 (2022 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 4 年度那覇市一般会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 4 年度那覇市一般会計予算

令和 4 年度那覇市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ159,515,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、27,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金 額
1 市税		51,593,061
	1 市民税	19,892,541
	2 固定資産税	25,795,434
	3 軽自動車税	855,539
	4 市たばこ税	3,958,719
	5 入湯税	7,562
	6 事業所税	1,083,266
2 地方譲与税		769,607
	1 自動車重量譲与税	346,540
	2 地方道路譲与税	1
	3 特別とん譲与税	24,616
	4 航空機燃料譲与税	240,528
	5 地方揮発油譲与税	122,141
	6 森林環境譲与税	35,781
3 利子割交付金		18,023
	1 利子割交付金	18,023
4 配当割交付金		61,949
	1 配当割交付金	61,949
5 株式等譲渡所得割交付金		58,732
	1 株式等譲渡所得割交付金	58,732
6 地方消費税交付金		7,682,679
	1 地方消費税交付金	7,682,679
7 環境性能割交付金		40,243
	1 環境性能割交付金	40,243
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		307,850
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	307,850
9 地方特例交付金		119,785

	1 地方特例交付金	119,784
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1
10 地方交付税		8,685,507
	1 地方交付税	8,685,507
11 交通安全対策特別交付金		50,000
	1 交通安全対策特別交付金	50,000
12 法人事業税交付金		812,853
	1 法人事業税交付金	812,853
13 分担金及び負担金		744,188
	1 分担金	1
	2 負担金	744,187
14 使用料及び手数料		3,536,751
	1 使用料	2,795,062
	2 手数料	741,689
15 国庫支出金		46,437,048
	1 国庫負担金	38,330,303
	2 国庫補助金	8,010,990
	3 委託金	95,755
16 県支出金		15,820,784
	1 県負担金	9,166,899
	2 県補助金	5,944,140
	3 委託金	709,745
17 財産収入		555,382
	1 財産運用収入	455,422
	2 財産売払収入	99,960
18 寄附金		369,821
	1 寄附金	369,821
19 繰入金		5,969,845
	1 特別会計繰入金	4,045
	2 基金繰入金	5,965,800

20 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
21 諸収入		1,500,126
	1 延滞金加算金及び過料	37,306
	2 市預金利子	51
	3 貸付金元利収入	185,970
	4 受託事業収入	155,332
	5 雑入	1,121,467
22 市債		13,880,766
	1 市債	13,880,766
歳 入 合 計		159,515,000

歳 出

(単位:千円)

款	項	金 額
1 議会費		758,235
	1 議会費	758,235
2 総務費		12,328,968
	1 総務管理費	9,673,191
	2 徴税費	1,194,121
	3 戸籍住民基本台帳費	892,254
	4 選挙費	421,747
	5 統計調査費	40,000
	6 監査委員費	107,655
3 民生費		86,888,344
	1 社会福祉費	30,134,847
	2 児童福祉費	31,662,460
	3 生活保護費	25,091,036
	4 災害救助費	1
4 衛生費		12,640,451
	1 保健衛生費	9,249,543
	2 清掃費	3,390,908

5 労働費		38,611
	1 労働諸費	38,611
6 農林水産業費		394,254
	1 農業費	58,258
	2 林業費	35,903
	3 水産業費	300,093
7 商工費		1,161,543
	1 商工費	1,161,543
8 土木費		13,473,347
	1 土木管理費	247,691
	2 道路橋りょう費	1,357,381
	3 港湾費	693,107
	4 都市計画費	6,168,380
	5 住宅費	5,006,788
9 消防費		3,176,355
	1 消防費	3,176,355
10 教育費		14,638,219
	1 教育総務費	2,117,734
	2 小学校費	7,005,951
	3 中学校費	1,740,992
	4 社会教育費	1,755,374
	5 保健体育費	2,018,168
11 災害復旧費		4
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 公共土木施設災害復旧費	2
	3 その他公共施設公用施設災害復旧費	1
12 公債費		13,816,668
	1 公債費	13,816,668
13 諸支出金		1
	1 公営企業貸付金	1

14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出 合 計		159,515,000

第 2 表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
市制施行記念事業(市政功労章等の購入)(秘書広報課)	令和4年度から 令和5年度まで	930
ともかぜ振興会館管理運営事業2期目(平和交流・男女参画課)	令和4年度から 令和8年度まで	91,056
発注者支援業務(PPP事業アドバイザー業務)(企画調整課)	令和4年度から 令和5年度まで	27,346
インターネット仮想化システム賃貸借契約(情報政策課)	令和5年度から 令和9年度まで	104,825
グループウェア再構築事業(情報政策課)	令和5年度から 令和14年度まで	119,064
データ印字業務委託契約A(情報政策課)	令和4年度から 令和7年度まで	47,036
データ印字業務委託契約B(情報政策課)	令和4年度から 令和5年度まで	18,621
メール等無害化システム再構築事業(情報政策課)	令和5年度から 令和9年度まで	17,160
光ファイバー回線再構築事業(情報政策課)	令和4年度から 令和10年度まで	188,100
申請管理システム等導入及び運用・保守業務委託契約(情報政策課)	令和5年度から 令和9年度まで	2,845
帳票OCRソフト保守料(情報政策課)	令和5年度から 令和11年度まで	143
那覇市セキュリティシステム運用事業(延長分)(情報政策課)	令和5年度	2,486

那覇市セキュリティシステム再構築事業(情報政策課)	令和4年度から 令和10年度まで	112,820
那覇市ネットワークシステム更新事業(情報政策課)	令和5年度から 令和9年度まで	317,070
番号利用事務系ネットワーク等管理システム再構築事業(情報政策課)	令和4年度から 令和9年度まで	72,523
納税催告センター運営事業(納税課)	令和4年度から 令和8年度まで	78,786
住民異動入力業務RPA運用保守業務委託(ハイサイ市民課)	令和5年度から 令和7年度まで	5,264
那覇市ハイサイ市民課 窓口業務外部委託(ハイサイ市民課)	令和5年度から 令和7年度まで	502,944
オンライン入力労働者派遣業務委託料(ハイサイ市民課)	令和5年度から 令和6年度まで	49,951
那覇空港南側船揚場整備工事(その1)(商工農水課)	令和5年度	237,404
那覇市小口資金融資制度に係る損失補償(商工農水課)	令和5年度から 令和15年度まで	保証融資額のうち、沖縄県信用保証協会が金融機関に代位弁済した額から、株式会社日本政策金融公庫等が補填する額を差し引いた額
那覇市IT創造館使用施設使用料コンビニ納付事業(商工農水課)	令和5年度から 令和8年度まで	224

「那覇市環境基本計画」及び「那覇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定業務（環境政策課）	令和 5 年度	11,000
家庭ごみ有料化事業（印刷製本費）（環境政策課）	令和 5 年度	18,498
エコマール那覇リサイクル棟維持管理業務委託（クリーン推進課）	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	85,800
いなんせ斎苑火葬炉設備等更新工事負担金（環境保全課）	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	253,983
第 5 次地域福祉計画策定業務委託（福祉政策課）	令和 5 年度	6,009
真地市営住宅高齢者施設建設事業（ちゃーがんじゅう課）	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	110,452
「なは障がい者プラン」策定事業（障がい福祉課）	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	6,936
相談支援事業（障がい者相談支援事業）（障がい福祉課）	令和 4 年度から 令和 7 年度まで	92,516
相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業）（障がい福祉課）	令和 4 年度から 令和 7 年度まで	67,685
国場児童館管理運営委託料（こども政策課）	令和 4 年度から 令和 9 年度まで	73,270
天妃こども園園舎建設事業（解体設計）（こども政策課）	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	1,567
那覇市母子生活支援センターさくら管理運営委託料（社会的養護従事者処遇改善）（子育て応援課）	令和 4 年度から 令和 7 年度まで	5,954
那覇市道路照明灯LED化事業（道路管理課）	令和 4 年度から 令和14年度まで	259,290
那覇市公園照明灯LED化事業（公園管理課）	令和 4 年度から 令和14年度まで	245,507
大名市営住宅第 4 期建替事業（市営住宅課）	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	2,233,663
宇栄原市営住宅建替事業（第 6 期実施設計）（市営住宅課）	令和 5 年度	131,400

石嶺市営住宅第 7 - 1 期 (南エリア) 建替事業 (市営住宅課)	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	174,400
真地市営住宅第 1 - 1 期建替事業 (市営住宅課)	令和 4 年度から 令和 6 年度まで	717,535
真地市営住宅第 1 - 2 期建替事業 (市営住宅課)	令和 4 年度から 令和 6 年度まで	1,995,916
(仮称) 識名出張所整備事業 設計業務委託 (消防局総務課)	令和 5 年度	39,663
消防資機材整備事業 (警防課)	令和 5 年度から 令和 9 年度まで	24,859
水難救助隊資機材整備事業 (警防課)	令和 5 年度から 令和 9 年度まで	15,050
繫多川図書館業務委託事業 (生涯学習課)	令和 4 年度から 令和 7 年度まで	61,860
那覇市給付型奨学金事業 (令和 4 年度採用者) (生涯学習課)	令和 5 年度から 令和 10 年度まで	26,640
学校体育施設使用料コンビニ納付事業 (市民スポーツ課)	令和 5 年度から 令和 8 年度まで	3,360
松川小学校屋内運動場建設事業 (造成) (施設課)	令和 5 年度	176,902
天妃小学校校舎建設事業 (設計) (施設課)	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	8,457
古蔵小学校屋内運動場建設事業 (施設課)	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	916,666
石嶺小学校屋内運動場建設事業 (屋外環境設計) (施設課)	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	13,088
若狭小学校屋内運動場建設事業 (施設課)	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	526,612
松島中学校屋内運動場建設事業 (施設課)	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	1,296,808
開南小学校給食調理場改築事業 (学校給食課)	令和 5 年度	592,646

開南小学校給食調理場改築事業(備品購入)(学校給食課)	令和4年度から 令和5年度まで	159,522
学校給食調理業務委託事業(高良学校給食センター)(学校給食課)	令和5年度から 令和9年度まで	186,404
学校給食調理業務委託事業(識名小学校)(学校給食課)	令和5年度から 令和9年度まで	96,434
学校給食搬送業務委託事業(首里・大名・鏡原・高良給食センター)(学校給食課)	令和4年度から 令和8年度まで	180,788
議場システム更新事業(議会事務局庶務課)	令和4年度から 令和5年度まで	14,990

第3表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 庁舎建設事業	556,000	証書	年5%以内	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。
2 社会福祉施設整備事業	203,600	借入	(ただし、利率	償還方法は、元利均等、元金均等
3 病院事業貸付金	3,509,100	又は	見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、
4 農林水産事業	93,500	証券		
5 道路整備事業	167,700	発行		
6 交通事業	78,000			
7 都市計画事業	410,100			
8 都市公園整備事業	187,600			
9 市営住宅建設事業	751,400			
10 消防施設整備事業	142,000			
11 教育施設整備事業	2,248,900			
12 臨時財政対策債	4,288,000			

				又は借り換えることができる。
計	12,635,900			

那 覇 市 告 示 第 4 号
令和 4 年 4 月 1 日

令和 4 年 (2022 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 3 年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算 (第 2 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算 (第 2 号)

令和 3 年度那覇市の病院事業債管理特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 966 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 216,700 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		215,734	966	216,700
	1 貸付金元利収入	215,734	966	216,700
歳入合計		215,734	966	216,700

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		215,734	966	216,700
	1 公債費	215,734	966	216,700
歳出合計		215,734	966	216,700

那 覇 市 告 示 第 5 号

令 和 4 年 4 月 1 日

令和 4 年 (2022 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 4 年度那覇市病院事業債管理特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 4 年度那覇市病院事業債管理特別会計予算

令和 4 年度那覇市の病院事業債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 276,288 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸収入		276,288
	1 貸付金元利収入	276,288
歳 入 合 計		276,288

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公債費		276,288
	1 公債費	276,288
歳 出 合 計		276,288

那 覇 市 告 示 第 6 号

令 和 4 年 4 月 1 日

令和 4 年 (2022 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 3 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

令和 3 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,378,560 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29,164,724 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		5,680,807	△318,995	5,361,812
	1 介護保険料	5,680,807	△318,995	5,361,812
3 国庫支出金		7,152,988	△312,355	6,840,633
	1 国庫負担金	4,959,326	△235,767	4,723,559
	2 国庫補助金	2,193,662	△76,588	2,117,074
4 支払基金交付金		7,448,776	△359,964	7,088,812
	1 支払基金交付金	7,448,776	△359,964	7,088,812
5 県支出金		4,253,555	△181,018	4,072,537
	1 県負担金	3,634,636	△169,999	3,464,637

	3 県補助金	618,918	△11,019	607,899
6 財産収入		43	601	644
	1 財産運用収入	43	601	644
7 繰入金		4,850,350	△208,825	4,641,525
	1 他会計繰入金	4,850,349	△208,825	4,641,524
9 諸収入		2,785	1,996	4,781
	2 雑入	1,673	1,996	3,669
歳 入 合 計		30,543,284	△1,378,560	29,164,724

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,027,602	△46,283	981,319
	1 総務管理費	701,208	△9,576	691,632
	2 徴収費	38,407	△3,887	34,520
	3 介護認定審査会費	287,987	△32,820	255,167
2 保険給付費		26,442,958	△1,246,633	25,196,325
	1 介護サービス等諸費	25,878,442	△1,229,936	24,648,506
	2 介護予防サービス等諸費	535,208	△18,355	516,853
	3 その他諸費	29,308	1,658	30,966
4 基金積立金		567,226	787	568,013
	1 基金積立金	567,226	787	568,013
5 地域支援事業費		1,896,515	△86,897	1,809,618
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,002,701	△82,736	919,965
	2 一般介護予防事業	137,834	△1,168	136,666

	3 包括的支援事業・任意事業費	751,342	△2,208	749,134
	4 その他諸費	4,638	△785	3,853
		608,981	466	609,447
	1 償還金及び還付加算金	394,435	466	394,901
歳 出 合 計		30,543,284	△1,378,560	29,164,724

那 覇 市 告 示 第 7 号

令 和 4 年 4 月 1 日

令和 4 年 (2022 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 4 年度那覇市介護保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 4 年度那覇市介護保険事業特別会計予算

令和 4 年度那覇市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 29,671,991 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利益及び償還の方法は「第 3 表 地方債」による

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位:千円

款	項	金額
1 介護保険料		5,805,290
	1 介護保険料	5,805,290
2 使用料及び手数料		2,681
	1 手数料	2,681
3 国庫支出金		7,107,141
	1 国庫負担金	4,998,484
	2 国庫補助金	2,108,657
4 支払基金交付金		7,484,011
	1 支払基金交付金	7,484,011
5 県支出金		3,999,176
	1 県負担金	3,638,936
	2 財政安定化基金支出金	1
	3 県補助金	360,239
6 財産収入		55
	1 財産運用収入	55
7 繰入金		4,923,505
	1 他会計繰入金	4,923,504
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		2,229
	1 延滞金、加算金及び過料	1,297
	2 雑入	932
10 市債		347,901
	1 市債	347,901
11 サービス収入		1
	1 予防給付費収入	1
歳入合計		29,671,991

歳出

単位：千円

款	項	金額
1 総務費		1,138,579
	1 総務管理費	815,203
	2 徴収費	38,698
	3 介護認定審査会費	284,678
2 保険給付費		26,576,675
	1 介護サービス等諸費	25,995,872
	2 介護予防サービス等諸費	548,902
	3 その他諸費	31,901
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 基金積立金		57
	1 基金積立金	57
5 地域支援事業費		1,938,577
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	999,251
	2 一般介護予防事業費	138,209
	3 包括的支援事業・任意事業費	796,624
	4 その他諸費	4,493
6 諸支出金		18,102
	1 償還金及び還付加算金	18,101
	2 繰出金	1
歳出合計		29,671,991

第 2 表 債務負担行為

単位：千円

事項	期間	限度額
リハビリふれあいデイサービス事業(令和4年度～令和7年度)(ちゃーがんじゅう課)	令和4年度から 令和7年度まで	126,000
第9次なは高齢者プラン策定事業(ちゃーがんじゅう課)	令和5年度	7,606

地域包括支援センター業務委託一般介護予防事業（令和5年度～令和9年度）（ちゃーがんじゅう課）	令和4年度から 令和9年度まで	187,500
地域包括支援センター業務委託包括支援事業（令和5年度～令和9年度）（ちゃーがんじゅう課）	令和4年度から 令和9年度まで	2,656,055
地域包括支援センター支援システム等導入事業（令和5年度～令和9年度）（ちゃーがんじゅう課）	令和4年度から 令和9年度まで	147,865
認知症地域支援推進設置事業（令和5年度～令和9年度）（ちゃーがんじゅう課）	令和4年度から 令和9年度まで	390,555

第3表 地方債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設 整備事業	347,900	証書借入又は 証券発行	年5%以内（た だし、利率見直し 方式で借り入れ る資金について、 利率の見直しを 行った後におい ては当該見直し 後の利率）	償還期間は、据置期間 を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、 元金均等等による。 ただし、財政の都合に より、据置期間中であっ ても繰上償還し償還年限 を変更し、または借り換 えることができる。
計	347,900			

那 覇 市 告 示 第 8 号

令 和 4 年 4 月 1 日

令和 4 年 (2022 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 3 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算 (第 2 号) の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算 (第 2 号)

令和 3 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 780 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 322, 503 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		321, 722	△ 256	321, 466
	1 一般会計繰入金	321, 722	△ 256	321, 466
2 繰越金		1	1, 036	1, 037
	1 繰越金	1	1, 036	1, 037
歳 入 合 計		321, 723	780	322, 503

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 都市再開発事業費		1, 113	780	1, 893
	1 都市再開発事業費	1, 113	780	1, 893
歳 出 合 計		321, 723	780	322, 503

那 覇 市 告 示 第 9 号

令 和 4 年 4 月 1 日

令和 4 年 (2022 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 4 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 4 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算

令和 4 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 352,185 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 352,184
	1 一般会計繰入金	352,184
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		352,185

歳 出

款	項	金 額
1 都市再開発事業費		千円 1,119
	1 都市再開発事業費	1,119
2 公債費		351,066
	1 公債費	351,066
歳 出 合 計		352,185

那 覇 市 告 示 第 1 0 号

令 和 4 年 4 月 1 日

令和 4 年 (2022 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 3 年度那覇市土地
区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号) の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 3 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定
めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,689 千円を追加し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,528 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 4,079	千円 △185	千円 3,894
	1 総務管理繰入金	1,419	△185	1,234
4 繰越金		3	3,874	3,877
	1 総務管理繰越金	1	1,322	1,323
	2 真嘉比古島 第一地区繰越金	1	245	246
	3 真嘉比古島 第二繰越金	1	2,307	2,308
歳入合計		12,839	3,689	16,528

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画 整理総務費		千円 5,400	千円 3,874	千円 9,274
	1 総務管理費	5,400	3,874	9,274
3 清算費		185	△185	0
	1 真嘉比古島第二清算費	185	△185	0
歳 出 合 計		12,839	3,689	16,528

那 覇 市 告 示 第 11 号

令 和 4 年 4 月 1 日

令和 4 年 (2022 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 4 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 4 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算

令和 4 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,385 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円
		2
	1 真嘉比古島第一地区手数料	1
	2 真嘉比古島第二地区手数料	1
2 財産収入		2
	1 真嘉比古島第二財産運用収入	1
	2 真嘉比古島第一地区財産運用収入	1
3 繰入金		3,945
	1 総務管理繰入金	1,327
	2 真嘉比古島第二繰入金	2,618
	3 基金繰入金	0

4 繰越金		3
	1 総務管理繰越金	1
	2 真嘉比古島第一地区繰越金	1
	3 真嘉比古島第二繰越金	1
5 諸収入		2
	1 真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1
	2 真嘉比古島第二地区延滞金、加算金及び過料	1
6 保留地処分金		4,590
	1 真嘉比古島第二保留地処分金	4,590
7 清算徴収金		4,033
	1 真嘉比古島第一地区清算徴収金	882
	3 真嘉比古島第二地区清算徴収金	3,151
歳 入 合 計		12,385

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理総務費		千円 5,367
	1 総務管理費	5,367
2 土地区画整理事業費		698
	1 真嘉比古島第二土地区画整理費	698
3 基金積立金		4,594
	1 真嘉比古島第一地区基金積立金	3
	2 真嘉比古島第二基金積立金	4,591
4 公債費		1,920
	1 公債費	1,920
歳 出 合 計		12,385

那 覇 市 告 示 第 1 2 号

令 和 4 年 4 月 1 日

令和 4 年 (2022 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 3 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 1 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(総則)

第 1 条 令和 3 年度那覇市水道事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 3 年度那覇市水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 2 条に定めた業務の予定量のうち、(2) 年間総配水量「38,500,000 m^3 」を「37,200,000 m^3 」に、(3) 一日平均配水量「105,479 m^3 」を「101,918 m^3 」に改める。

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	水道事業収益	8,040,329 千円	△276,866 千円	7,763,463 千円
第 1 項	営業収益	7,447,958 千円	△219,517 千円	7,228,441 千円
第 2 項	営業外収益	592,370 千円	△110,071 千円	482,299 千円
第 3 項	特別利益	1 千円	52,722 千円	52,723 千円
		支 出		
第 1 款	水道事業費用	7,605,662 千円	△392,808 千円	7,212,854 千円
第 1 項	営業費用	7,486,575 千円	△450,801 千円	7,035,774 千円
第 2 項	営業外費用	97,687 千円	57,993 千円	155,680 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,296,447 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 128,763 千円、減債積立金 265,601 千円、建設改良積立金 1,085,219 千円及び過年度分損益勘定留保資金 816,864 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,560,658 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 106,584 千円、減債積立金 265,601 千円、建設改良積立金 880,511 千円及び過年

度分損益勘定留保資金 2,307,962 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	資本的収入	335,489 千円	21 千円	335,510 千円
第 2 項	他会計負担金	76,509 千円	△9,901 千円	66,608 千円
第 3 項	他会計貸付金償還金	27,240 千円	△1,478 千円	25,762 千円
第 4 項	その他資本的収入	14,740 千円	11,400 千円	26,140 千円
		支 出		
第 1 款	資本的支出	2,631,936 千円	1,264,232 千円	3,896,168 千円
第 1 項	建設改良費	1,544,471 千円	△252,628 千円	1,291,843 千円
第 3 項	投資	809,100 千円	1,511,500 千円	2,320,600 千円
第 4 項	その他資本的支出	7,764 千円	5,360 千円	13,124 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 5 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	946,250 千円	△165,963 千円	780,287 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 6 条 予算第 9 条中「41,053 千円」を「28,963 千円」に改める。

那 覇 市 告 示 第 1 3 号

令 和 4 年 4 月 1 日

令和 4 年 (2022 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 3 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 1 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(総則)

第 1 条 令和 3 年度那覇市下水道事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 3 年度那覇市下水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 2 条に定めた業務の予定量のうち、(2) 年間総排水量「34,951,304^m」を「34,301,500^m」に、(3) 一日平均排水量「95,757^m」を「93,977^m」に改める。

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	下水道事業収益	5,445,528 千円	△236,380 千円	5,209,148 千円
第 1 項	営業収益	4,286,628 千円	△236,261 千円	4,050,367 千円
第 2 項	営業外収益	1,158,891 千円	△6,968 千円	1,151,923 千円
第 3 項	特別利益	9 千円	6,849 千円	6,858 千円
		支 出		
第 1 款	下水道事業費用	5,273,915 千円	△132,329 千円	5,141,586 千円
第 1 項	営業費用	4,983,303 千円	△127,885 千円	4,855,418 千円
第 2 項	営業外費用	268,625 千円	△4,444 千円	264,181 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額989,929千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額54,886千円、過年度分損益勘定留保資金641,844千円及び当年度分損益勘定留保資金293,199千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額960,975千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額58,249千円、過年度分損益勘定留保資金624,896千円及び当年度分損益勘定留保資金277,830千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	資本的収入	1,402,794 千円	△93,700 千円	1,309,094 千円
第 1 項	企業債	594,600 千円	△38,600 千円	556,000 千円
第 2 項	補助金	544,978 千円	△40,850 千円	504,128 千円
第 3 項	他会計負担金	262,142 千円	△14,250 千円	247,892 千円
		支 出		
第 1 款	資本的支出	2,392,723 千円	△122,654 千円	2,270,069 千円
第 1 項	建設改良費	1,415,002 千円	△121,454 千円	1,293,548 千円
第 3 項	投資	4,000 千円	△1,200 千円	2,800 千円

(企業債)

第 5 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	既決予定額	補正予定額	計
公共下水道事業	363,300 千円	△27,200 千円	336,100 千円
流域下水道事業	231,300 千円	△11,400 千円	219,900 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	591,420 千円	△82,612 千円	508,808 千円

那 覇 市 告 示 第 1 4 号

令 和 4 年 4 月 1 日

令和 4 年 (2022 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 4 年度那覇市水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 4 年度那覇市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 4 年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	169,500 戸
(2) 年間総配水量	38,500,000 m ³
(3) 一日平均配水量	105,479 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設整備事業	1,090,043 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 水道事業収益		8,093,103 千円
第 1 項 営業収益		7,551,927 千円
第 2 項 営業外収益		541,175 千円
第 3 項 特別利益		1 千円
支 出		
第 1 款 水道事業費用		7,585,931 千円
第 1 項 営業費用		7,461,730 千円
第 2 項 営業外費用		102,801 千円
第 3 項 特別損失		1,400 千円
第 4 項 予備費		20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,426,005 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 102,870 千円、減債積立金 250,513 千円、建設改良積立金

1,012,494千円及び過年度分損益勘定留保資金1,060,128千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	306,889千円
第1項 補助金	142,100千円
第2項 他会計負担金	14,916千円
第3項 他会計貸付金償還金	49,992千円
第4項 投資有価証券償還金	99,880千円
第5項 その他資本的収入	1千円

支 出

第1款 資本的支出	2,732,894千円
第1項 建設改良費	1,267,381千円
第2項 企業債償還金	250,513千円
第3項 投資	1,200,000千円
第4項 その他資本的支出	10,000千円
第5項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道管緊急修繕工事及び保安業務委託	令和4年度から 令和6年度まで	812,000千円
水道修繕跡アスファルト舗装復旧工事	令和4年度から 令和5年度まで	34,000千円
上水道施設維持管理等業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	58,564千円
自家用電気工作物保安管理業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	1,501千円
非常用自家発電機設備保守点検業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	1,840千円
消防用設備保守点検業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	363千円
定期水質検査業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	19,441千円
マッピングシステム保守及びデータ更新 支援業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	6,426千円
設計積算システムソフトウェア保守業務 委託	令和4年度から 令和5年度まで	557千円
設計積算システム歩掛改訂業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	968千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,006,800千円
(2) 交際費	56千円

(たな卸資産購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、35,468千円と定める。

那 覇 市 告 示 第 1 5 号

令 和 4 年 4 月 1 日

令和 4 年 (2022 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 4 年度那覇市下水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

令和 4 年度那覇市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 4 年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 使用戸数	161,800戸
(2) 年間総排水量	35,215,500m ³
(3) 一日平均排水量	96,481m ³
(4) 主要な建設改良事業 公共下水道整備事業	1,008,771千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第 1 款	下水道事業収益	5,467,530千円
第 1 項	営業収益	4,270,790千円
第 2 項	営業外収益	1,196,739千円
第 3 項	特別利益	1千円
		支 出
第 1 款	下水道事業費用	5,380,488千円
第 1 項	営業費用	5,105,635千円
第 2 項	営業外費用	252,924千円
第 3 項	特別損失	1,929千円
第 4 項	予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額893,259千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額44,653千円、過年度分損益勘定留保資金566,453千円及び当年度分損益勘定留保資金282,153千円で補てんするものとする。）。

		収 入
第 1 款	資本的収入	1,477,543千円
第 1 項	企業債	588,400千円
第 2 項	補助金	600,462千円
第 3 項	他会計負担金	287,671千円
第 4 項	その他資本的収入	1,010千円
		支 出
第 1 款	資本的支出	2,370,802千円
第 1 項	建設改良費	1,405,962千円
第 2 項	企業債償還金	956,840千円
第 3 項	投資	3,000千円
第 4 項	予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
再生水緊急修繕工事	令和 4 年度から 令和 6 年度まで	9,680 千円
令和 5 年度公共下水道維持管理業務委託	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	125,041 千円
令和 5 年度下水道（情報管理・固定資産 台帳）システム保守管理業務委託	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	4,985 千円
令和 5 年度公共下水道台帳作成業務委託	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	4,936 千円
令和 5 年度人孔蓋・柵蓋緊急補修工事	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	42,108 千円
令和 5 年度ポンプ場電気保安管理業務 委託	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	910 千円
令和 5 年度ポンプ場保守点検業務委託	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	25,689 千円
令和 5 年度排水路維持管理業務委託	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	35,188 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法
公共下水道 事業	千円 396,900	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	年 5 % 以 内 (ただし、利率 見直し方式での 借り入れを行っ た場合につい て、利率の見直 しを行った後 においては、当 該見直し後の 利率)	償還期間は、据置期間 を含め40年以内とする。 償還方法は、元利均 等、元金均等等による。 ただし、財政の都合に より、据置期間中であ っても繰上償還し、償還 年限を変更し、又は借り 換えることができる。
流域下水道 事業	191,500			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

636, 140千円

那 覇 市 告 示 第 1 6 号

令 和 4 年 4 月 1 日

令和 4 年 (2022 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 3 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)

令和 3 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 232, 339 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38, 121, 181 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		5, 195, 982	157, 631	5, 353, 613
	1 国民健康保険税	5, 195, 982	157, 631	5, 353, 613
2 使用料及び手数料		7, 119	256	7, 375
	1 手数料	7, 119	256	7, 375
3 国庫支出金		2	61, 117	61, 119
	1 国庫補助金	2	61, 117	61, 119

4 県支出金		27,612,471	△16,107	27,596,364
	1 県負担金	27,612,470	△16,107	27,596,363
6 繰入金		4,539,366	424,820	4,964,186
	1 他会計繰入金	4,539,365	424,820	4,964,185
8 諸収入		946,676	△860,056	86,620
	1 延滞金加算金 及び過料	18,200	7,520	25,720
	3 雑入	928,475	△867,576	60,899
歳 入 合 計		38,353,520	△232,339	38,121,181

歳 出

単位：千円

1 総務費		709,991	△25,905	684,086
	1 総務管理費	535,535	△23,875	511,660
	2 徴税費	84,706	△2,030	82,676
2 保険給付費		26,537,513	△40,725	26,496,788
	1 療養諸費	22,227,286	△32,221	22,195,065
	2 高額療養費	4,109,381	△100	4,109,281
	4 出産育児諸費	189,095	△8,404	180,691
3 国民健康保険 事業費納付金		10,216,138	0	10,216,138
	1 医療費給付分	7,753,936	0	7,753,836
	2 後期高齢者支 援金等分	1,778,101	0	1,778,101
	3 介護納付金分	684,101	0	684,101
6 保健事業費		268,115	△3,817	264,298
	1 特定健康診査 等事業費	229,788	△2,465	227,323

	2 保健事業費	38,327	△1,352	36,975
9 諸支出金		112,858	147,009	259,867
	1 償還金及び還付加算金	60,908	146,865	207,773
	2 繰出金	51,900	144	52,044
10 予備費		508,901	△308,901	200,000
	1 予備費	508,901	△308,901	200,000
歳 出 合 計		38,353,520	△232,339	38,121,181

那 覇 市 告 示 第 1 7 号

令 和 4 年 4 月 1 日

令和 4 年 (2022 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 3 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15,061 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,705,230 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 631,527	千円 15,061	千円 646,588
	1 一般会計繰入金	631,527	15,061	646,588
歳 入 合 計		3,690,169	15,061	3,705,230

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		千円 3,636,002	千円 15,061	千円 3,651,063
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,636,002	15,061	3,651,063
歳 出 合 計		3,690,169	15,061	3,705,230

那 覇 市 告 示 第 1 8 号
令 和 4 年 4 月 1 日

令和 4 年 (2022 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 4 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

令和 4 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算

令和 4 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 39,341,559 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費及び保健事業費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

単位：千円

款	項	金 額
1 国民健康保険税		5,081,076
	1 国民健康保険税	5,081,076
2 使用料及び手数料		7,011
	1 手数料	7,011

3	国庫支出金		3
	1	国庫補助金	3
4	県支出金		27,852,762
	1	県負担金	27,852,761
	2	財政安定化基金支出金	1
5	財産収入		4
	1	財産運用収入	4
6	繰入金		4,477,387
	1	他会計繰入金	4,477,386
	2	基金繰入金	1
7	繰越金		1
	1	繰越金	1
8	諸収入		1,923,314
	1	延滞金加算金及び過料	22,997
	2	預金利子	1
	3	雑入	1,900,316
9	市債		1
	1	財政安定化基金貸付金	1
歳 入 合 計			39,341,559

歳 出

単位：千円

款	項	金 額	
1	総務費	697,084	
	1	総務管理費	519,671
	2	徴税費	88,912
	3	運営協議会費	701
	4	収納率向上特別対策事業費	46,377
	5	医療費適正化特別対策事業費	41,423
2	保険給付費	26,874,245	
	1	療養諸費	22,471,570

	2 高額療養費	4,208,983
	3 移送費	501
	4 出産育児諸費	180,691
	5 葬祭諸費	12,500
3 国民健康保険事業費 納付金		10,923,054
	1 医療給付費分	8,082,252
	2 後期高齢者支援金等分	2,035,867
	3 介護納付金分	804,935
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 財政安定化基金拠出 金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
6 保健事業費		270,667
	1 特定健康診査等事業費	231,675
	2 保健事業費	38,992
7 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
8 公債費		1
	1 財政安定化基金償還金	1
9 諸支出金		61,108
	1 償還金及び還付加算金	61,056
	2 繰出金	2
	3 指定公費の立替	50
10 予備費		515,397
	1 予備費	515,397
歳 出 合 計		39,341,559

第 2 表 債 務 負 担 行 為

単位：千円

事 項	期 間	限度額
納税催告センター運営事業（国民健康保険課）	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	31,017

那 覇 市 告 示 第 1 9 号

令 和 4 年 4 月 1 日

令和 4 年 (2022 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 4 年度那覇市後期高齡者医療特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 4 年度那覇市後期高齡者医療特別会計予算

令和 4 年度那覇市の後期高齡者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,632,357 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

単 位 : 千 円

款	項	金 額
1 後期高齡者医療保険料		2,965,155
	1 後期高齡者医療保険料	2,965,155
2 使用料及び手数料		509
	1 手数料	509
3 繰入金		644,005
	1 一般会計繰入金	644,005
4 繰越金		1
	1 繰越金	1

5 諸収入		22,687
	1 延滞金、加算金及び過料	902
	2 償還金及び還付加算金	10,330
	3 預金利子	1
	4 雑入	11,454
歳 入 合 計		3,632,357

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		56,188
	1 総務管理費	43,045
	2 徴収費	13,143
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		3,565,839
	1 後期高齢者医療広域連合納 付金	3,565,839
3 諸支出金		10,330
	1 償還金及び還付加算金	10,329
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		3,632,357

那覇市告示第 20 号
令和 4 年 4 月 1 日

那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約について

標記の件について、地方自治法施行令第158条第 2 項及び那覇市会計規則第34条第 2 項により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 委託事務の名称 那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約
- 2 受託者の住所 浦添市安波茶 3 丁目 5 番 2 号
安波茶交差点ビル103号室
- 3 受託者の名称 一般社団法人 沖縄県食品衛生協会
会長 佐久本 武
- 4 委託期間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

公 告

那覇市公告第 624 号

令和 4 年 3 月 10 日

掲 示 済

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二地区土地区画整理事業の事業計画変更について

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画の変更をしたので、土地区画整理法第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、下記の事項を公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

記

1 土地区画整理事業の名称 那覇広域都市計画事業
真嘉比古島第二土地区画整理事業

2 施 行 者 の 名 称 那覇市

3 施 行 地 区

那 覇 市	真 嘉 比	1丁目	の全部
		2丁目 3丁目	
	松 島	1丁目	の一部
	字 古 島	真嘉比川原	
	字 松 川	今帰仁原 後原	
字 大 道	上大道原 下大道原		

4 事 業 施 行 期 間 昭和63年12月12日から
令和 7 年 3 月 31 日まで

5 事 務 所 の 所 在 地 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市まちなみ共創部 まちなみ整備課

6 事業計画の決定の年月日 昭和63年12月12日

7 事業計画の変更の年月日 令和 4 年 3 月 10 日

那覇市公告第 627 号
令和 4 年 3 月 11 日
掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
令和 3 年12月13日 第H30-02-03号
那覇市指令ま建指第 1 - H30-02-03号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市字国場前原329番 1、他12筆
- 3 公共施設
なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
沖縄県那覇市山下町 5 番30号
社会福祉法人 沖縄にじの会 理事長 仲西 常雄
- 5 検査済証番号
令和 4 年 3 月11日 那ま建指第 295 号
- 6 工事完了年月日
令和 4 年 1 月31日

那覇市公告第 631 号
令和 4 年 3 月 14 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・那5号 虎瀬公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
4. 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
5. 事業施行期間
平成19年6月15日から令和9年3月31日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 都市みらい部 花とみどり課
(那覇市泉崎1丁目1番1号、本庁舎9階)

那覇市公告第 632 号
令和 4 年 3 月 14 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・那8号 森口公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
4. 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
5. 事業施行期間
平成2年6月15日から令和9年3月31日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 都市みらい部 花とみどり課
(那覇市泉崎1丁目1番1号、本庁舎9階)

那覇市公告第 633 号
令和 4 年 3 月 14 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・那2号 末吉公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
4. 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
5. 事業施行期間
昭和47年9月20日から令和9年3月31日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 都市みらい部 花とみどり課
(那覇市泉崎1丁目1番1号、本庁舎9階)

那覇市公告第 634 号
令和 4 年 3 月 14 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・那6号新都心公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
4. 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
5. 事業施行期間
平成3年7月30日から令和6年3月31日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 都市みらい部 花とみどり課
(那覇市泉崎1丁目1番1号、本庁舎9階)

消防局訓令

那覇市消防局訓令第 1 号
令和 4 年 3 月 4 日
公 表 済

那覇市消防警防規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局 長 島 袋 弘 樹

那覇市消防警防規程の一部を改正する訓令

那覇市消防警防規程(令和2年消防局訓令第17号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																													
<p>(指揮隊)</p> <p>第5条 <u>中央消防署に指揮隊を配置する。</u></p> <p>2 <u>指揮隊は、指揮隊長、指揮隊長補佐及び指揮隊員をもって編成する。</u></p> <p>3 <u>指揮隊長は、中央消防署に勤務する消防司令長をもって充てる。</u></p> <p>4 <u>指揮隊長補佐は、中央消防署に勤務する指揮隊に配置された消防司令の階級にある者、また、指揮隊員は、中央消防署に勤務する指揮隊に配置された消防司令補をもって充てる。ただし、指揮隊長補佐及び指揮隊員に事故あるときは、指揮隊の要綱のとおりとする。</u></p> <p>5 <u>指揮隊が管轄する区域は、那覇市全域とする。</u></p> <p>6 <u>指揮隊の出動は、原則として3隊以上が出動する災害とし、2隊以下の場合は、最先着隊の判断で必要と認めれば出動要請をするものとする。</u></p> <p>7 <u>前項の規定に関わらず、指揮隊長は災害の規模、形態に応じて自己の判断で災害現場へ出動することができるものとする。</u></p> <p>[別表第1(第3条関係) 別記]</p> <p>別表第2(第3条関係)</p> <p>消防隊名及び運用消防自動車等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消防局・署所</th> <th>課・署所</th> <th>消防隊名</th> <th>運用消防自動車等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中央消防署</td> <td rowspan="2">本署</td> <td>指揮隊</td> <td>那覇指揮車</td> </tr> <tr> <td>中央第一小隊</td> <td>ポンプ18号車</td> </tr> </tbody> </table>		消防局・署所	課・署所	消防隊名	運用消防自動車等	[略]				中央消防署	本署	指揮隊	那覇指揮車	中央第一小隊	ポンプ18号車	<p>(指揮隊)</p> <p>第5条 <u>西消防署に指揮隊を配置する。</u></p> <p>2 <u>指揮隊の運用等に関しては、別で定める。</u></p> <p>[別表第1(第3条関係) 別記]</p> <p>別表第2(第3条関係)</p> <p>消防隊名及び運用消防自動車等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消防局・署所</th> <th>課・署所</th> <th>消防隊名</th> <th>運用消防自動車等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中央消防署</td> <td rowspan="2">本署</td> <td>中央第一小隊</td> <td>ポンプ18号車</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		消防局・署所	課・署所	消防隊名	運用消防自動車等	[略]				中央消防署	本署	中央第一小隊	ポンプ18号車	[略]	
消防局・署所	課・署所	消防隊名	運用消防自動車等																												
[略]																															
中央消防署	本署	指揮隊	那覇指揮車																												
		中央第一小隊	ポンプ18号車																												
消防局・署所	課・署所	消防隊名	運用消防自動車等																												
[略]																															
中央消防署	本署	中央第一小隊	ポンプ18号車																												
		[略]																													

		[略]				[略]		
		中央特別救助小隊	工作1号車			高度救助小隊	工作2号車	
		[略]				[略]		
	[略]							
西消防署	本署	西第一小隊	ポンプ16号車	西消防署	本署	指揮隊	那覇指揮車	
		[略]				西第一小隊	ポンプ16号車	
		[略]		[略]		特別救助小隊	工作1号車	
		西高度救助小隊	工作2号車	水難救助小隊				
		西梯子小隊	梯子2号車	[略]		[略]		
		西水難救助小隊	水難救助車	西水難艇小隊		水難救助艇1		
						牽引3号車		
		[略]		[略]				
	安謝	安謝小隊	ポンプ2号車		安謝	[略]	[略]	水難救助車
		[略]				[略]		
[略]								

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

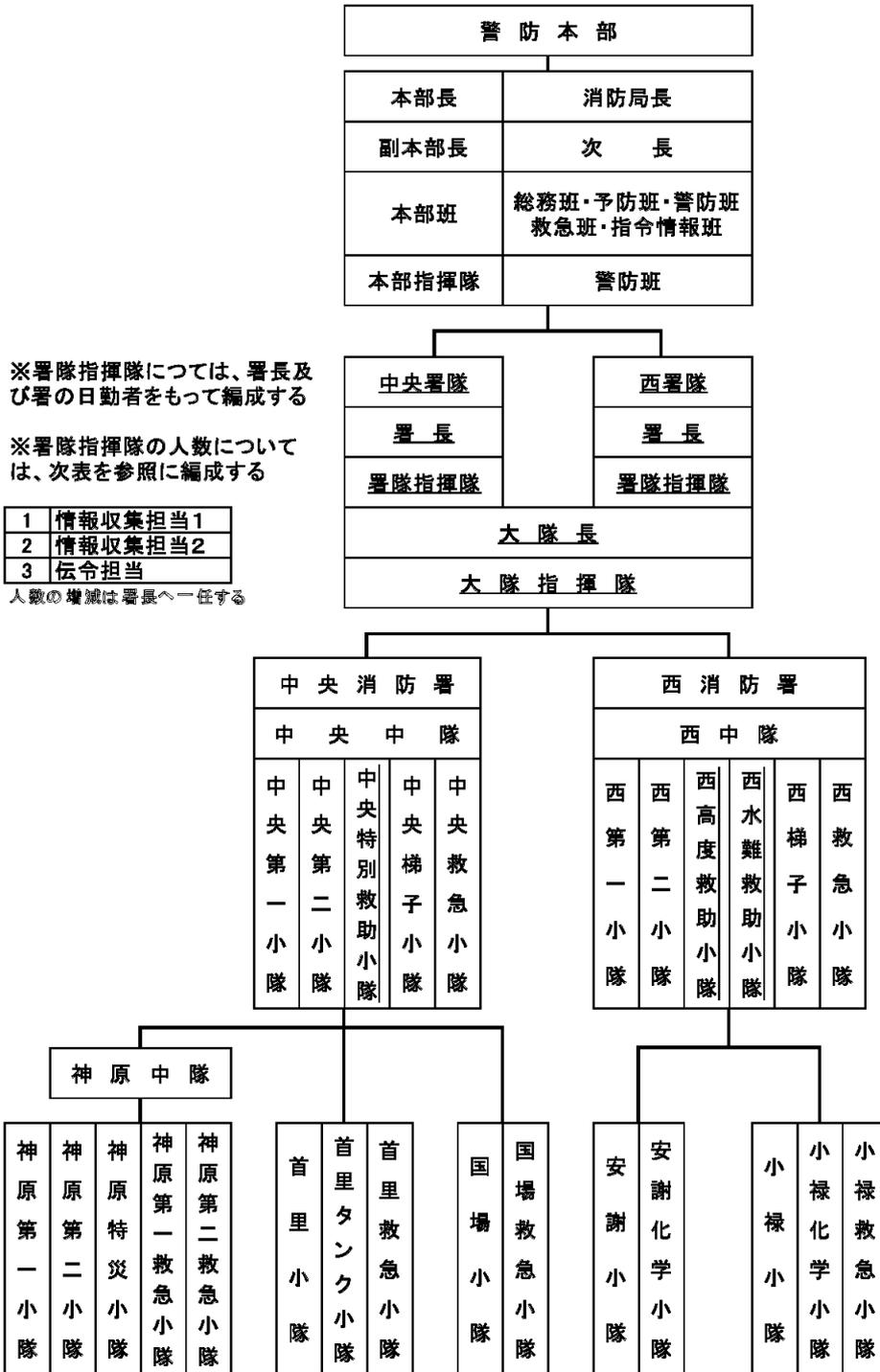
付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第3条関係)

[略]



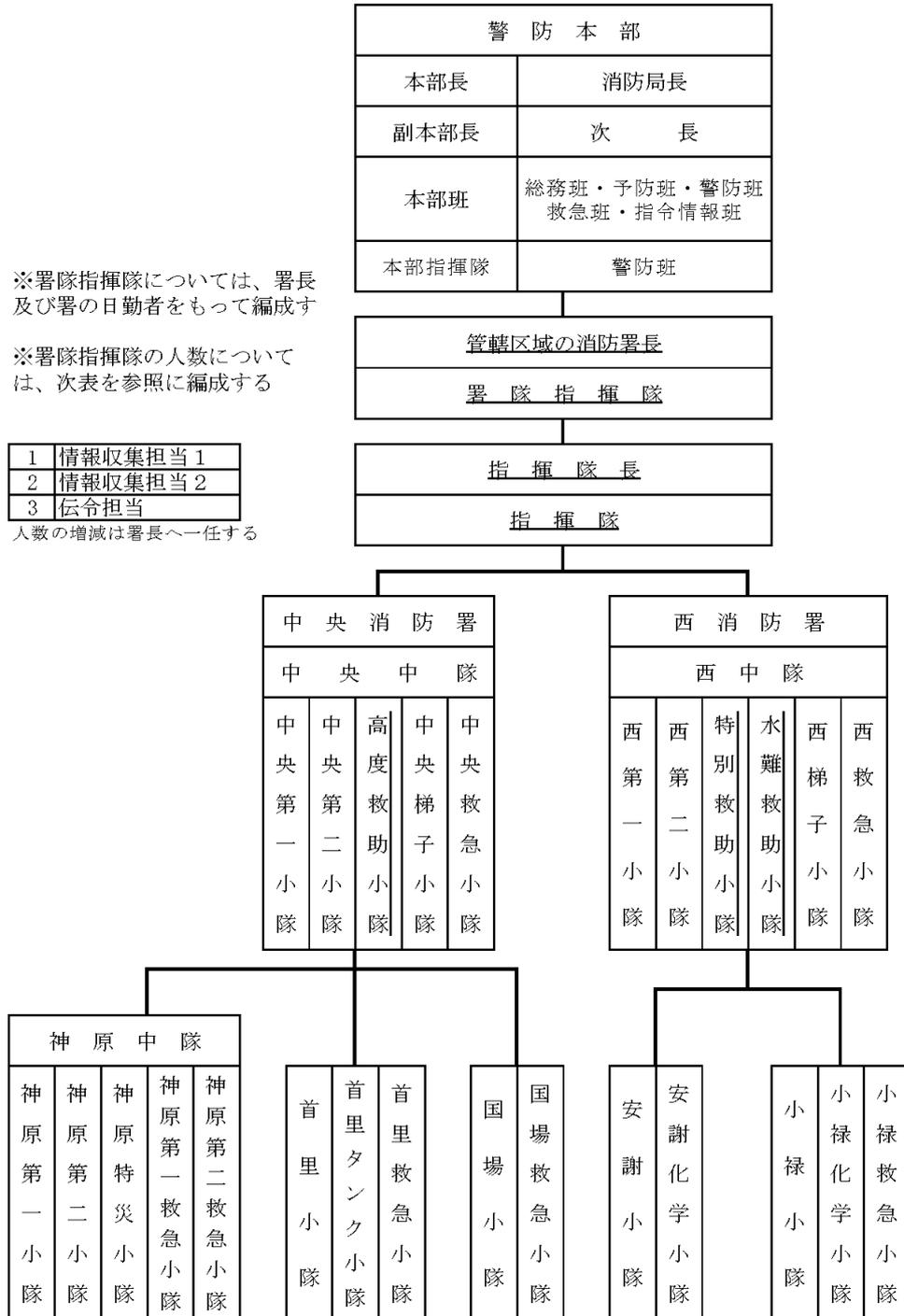
[改正後 別記]
別表第1(第3条関係)
[略]

※署隊指揮隊については、署長及び署の日勤者をもって編成す

※署隊指揮隊の人数については、次表を参照に編成する

1	情報収集担当 1
2	情報収集担当 2
3	伝令担当

人数の増減は署長へ一任する



那 霸 市 消 防 局 訓 令 第 2 号
令 和 4 年 3 月 4 日
公 表 濟

那 霸 市 消 防 指 揮 隊 規 程 を 次 の よ う に 定 め る。

那 霸 市 消 防 局
局 長 島 袋 弘 樹

那覇市消防指揮隊規程

(目的)

第1条 この訓令は、災害現場において指揮活動を行う指揮隊の設置、編成及び運用等に関し必要な事項を定め、指揮隊を中心とした組織的な消防活動を展開することにより、災害現場における指揮体制の早期確立及び隊員の安全確保を図ることを目的とする。

(配置)

第2条 指揮隊を西消防署に配置する。

(編成)

第3条 指揮隊は、3名で編成することを原則とする。ただし、災害等の規模に応じて増員することができる。

2 指揮隊は、指揮隊長に消防司令長、指揮隊長補佐に消防司令、指揮隊員に消防司令補をもって充てる。

3 指揮隊の運用車両は、那覇指揮車とする。

(出動区域)

第4条 指揮隊の出動区域は、那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例(昭和47年条例第15号)第4条に定める管轄区域とする。ただし、消防局長が必要と認める場合は、この限りではない。

(指揮権)

第5条 指揮隊長は、命令系統の一元化を行うため、出動部隊及び情報指令センター(以下「指令センター」という。)に対し指揮宣言を行い、指揮権を明確にしなければならない。

(指揮権の移行)

第6条 指揮権の移行は、次の各号に定めるものとする。

(1) 災害の状況等により、上位の階級者が災害現場へ出動及び到着した場合、自ら指揮を執る必要があると判断した時は、指揮宣言を行い指揮権が移行する。

(2) 指揮隊長は、前号の指揮体制に移行した場合であっても、現場指揮本部の中核として任務を遂行しなければならない。

(3) 指揮権を移行した者は、災害現場の状況、講じた措置及びその他必要な事項を、上位の階級者に報告しなければならない。

(4) 指揮権の移行は、上位の階級者が指揮宣言をする意思がない限り、移行するものではない。

(5) 指揮隊長は災害の状況に応じ、中隊長等に指揮権を委譲することができるものとする。

(任務)

第7条 指揮隊は、次の各号に定める事項をその任務とする。

(1) 指揮隊長

- ア 災害及び被害状況の把握
- イ 活動方針の決定
- ウ 出動隊への下命
- エ 警察、消防団等の関係機関との連携
- オ 報道対応
- カ 災害現場の安全管理
- キ その他必要事項

(2) 指揮隊長補佐

- ア 現場指揮本部の開設及び運営
- イ 指揮隊長の下命を伝達
- ウ 指令センター等への状況報告
- エ 危険因子の分析と把握
- オ 隊員の安全管理
- カ 災害現場での広報
- キ その他必要事項

(3) 指揮隊員

- ア 災害情報の収集
- イ 関係者からの聴取
- ウ 写真撮影等の記録
- エ その他必要事項

(任務の代行)

第8条 指揮隊長に事故がある場合は、当務の消防司令長が、指揮隊長の任務を代行する。

2 指揮隊長以外の者に事故がある場合は、西消防署に勤務する次の各号による者が任務を代行する。

(1) 指揮隊長補佐に事故がある場合は、消防司令補以上の階級を有する者が代行する。

(2) 指揮隊員に事故がある場合は、消防士長以上の階級を有する者が代行する。

(特別措置)

第9条 任務の代行について、前条第1項の規定により難しい場合は、指揮隊に任命された消防司令をもって指揮隊長代行とする。

(報告)

第10条 指揮隊長は、次に掲げる災害が発生した場合には、消防署長へ迅速に報告しなければならない。

- (1) 2棟以上が延焼した火災
- (2) 死傷者が発生した火災
- (3) 公共の建物・国、県、那覇市等の指定重要文化財の火災
- (4) 5階以上及び地下階の火災
- (5) 負傷者を伴う車両4台以上の交通事故
- (6) 要救助者の生じた水難事故
- (7) 行方不明者発生 of 事故等
- (8) 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる救急事案、火災及び災害等
- (9) その他必要と思われる事項
(留意事項)

第11条 指揮隊は、各部隊と平素から意思疎通を図るとともに、円滑な指揮統制が行えるよう緊密な連携に努めなければならない。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、消防局長が別に定める。

付 則

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 指揮隊の設置及び運用に関する要綱(令和2年消防局長決裁)は、廃止する。

那覇市消防局訓令第3号
令和4年3月10日
公 表 濟

那覇市消防救助隊訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局 長 島 袋 弘 樹

那覇市消防救助隊訓令の一部を改正する訓令

那覇市消防救助隊訓令(平成30年消防局訓令第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>那覇市消防救助隊訓令</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(配置)</p> <p>第3条 <u>救助隊の配置は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 特別救助隊 <u>中央消防署</u></p> <p>(2) 高度救助隊 <u>西消防署</u></p> <p>(任務)</p> <p>第4条 <u>特別救助隊及び高度救助隊の任務は、火災、水災その他の災害時の人命救助活動、工作活動又は消防活動の他、隊ごとに次に掲げる事項に対する専門的な知識及び技術をもって行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>特別救助隊 救助技術全般及び特殊車両の運用に関すること。</u></p> <p>(2) <u>高度救助隊 救助技術全般及び高度救助資機材の運用に関すること。</u></p> <p>(出場区域等)</p> <p>第5条 <u>出場区域は、那覇市行政区域とする。ただし、消防局長(以下「局長」という。)の特命がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>災害現場においては、災害発生地を管轄する署長の指揮を受けるものとする。</u></p> <p>3 <u>広域消防応援を行う場合は、別で定める計画によるものとする。</u></p> <p>(職)</p>	<p style="text-align: center;"><u>那覇市消防救助隊規程</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において<u>救助隊とは、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(配置)</p> <p>第3条 <u>救助隊を次に掲げるとおり配置する。</u></p> <p>(1) 特別救助隊 <u>西消防署</u></p> <p>(2) 高度救助隊 <u>中央消防署</u></p> <p>(任務)</p> <p>第4条 <u>救助隊は、災害又はその他の事故等により生命又は身体に危険が及んでおり、かつ、自らその危険を排除することができない者について、その危険を排除し、又は安全な状態に救出することを任務とする。</u></p> <p>(出場区域)</p> <p>第5条 <u>救助隊の出動区域は、那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例(昭和47年条例第15号)第4条に定める管轄区域とする。ただし、消防局長が必要と認める場合は、この限りではない。</u></p> <p>(職)</p>

第6条 特別救助隊及び高度救助隊に、それぞれ救助隊長、救助副隊長及び救助隊員の職を置く。

(任命及び要件)

第7条 前条の各職に就く職員は、それぞれ次の各号に定める要件に該当する者の中から、局長が任命する。

(1) 特別救助隊長 消防司令補の階級にある者で、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第51条の規定による消防学校(以下単に「消防学校」という。)の救助科を修了し、かつ、高度救助隊又は特別救助隊を3年以上実務経験した者

(2) 特別救助副隊長 消防士長の階級にある者で、高度救助隊又は特別救助隊を3年以上実務経験した者

(3) 特別救助隊員 消防学校救助科若しくは警防課長が行う救助隊員研修を修了した者又は局長が特に必要と認めた者

(4) 高度救助隊長 消防司令又は消防司令補の階級にある者で、次に掲げる事項のいずれかに該当していること。

ア 消防学校救助科及び法第5条の規定による消防大学校(以下単に「消防大学校」という。)等の専門教育を修了した者

イ 特別救助隊長を1年以上実務経験した者

ウ その他局長が特に必要と認めた者

(5) 高度救助副隊長 消防司令補又は消防士長の階級にある者で、次に掲げる事項のいずれかに該当しているこ

第6条 救助隊に、それぞれ救助隊長、救助副隊長及び救助隊員の職を置く。

(特別救助隊の任命及び要件)

第7条 前条の規定に基づく、特別救助隊の各職に就く消防吏員は、それぞれ次の各号に定める要件に該当する者の中から、消防局長が任命する。

(1) 救助隊長

ア 消防司令補の階級にある者

イ 消防学校の教育訓練の基準(平成15年消防庁告示第3号)に規定する消防学校における救助科(以下「消防学校救助科」という。)若しくは、那覇市消防局救助隊員研修(以下「救助隊員研修」という。)を修了し、かつ、救助隊の実務経験がある者

ウ 年齢50歳以下である者

(2) 救助副隊長

ア 消防士長の階級にある者

イ 救助隊の実務経験がある者

ウ 年齢45歳以下である者

(3) 救助隊員

ア 消防学校救助科若しくは、救助隊員研修を修了した者

イ 年齢45歳以下である者

ウ 消防局長が特に必要と認めた者

と。

ア 消防学校救助科を修了した者

イ 高度救助隊を1年以上実務経験した者

(6) 高度救助隊員 消防士長以下の階級にある者で、消防学校救助科を修了し、かつ、特別救助隊を1年以上実務経験した者

2 特別救助隊及び高度救助隊の職員の年齢的要件については、次の各号のとおりとする。

(1) 救助隊長は、年齢50歳以下であること。

(2) 救助副隊長及び救助隊員は、年齢が45歳以下であること。

(高度救助隊の任命及び要件)

第8条 第6条の規定に基づく、高度救助隊の各職に就く消防吏員は、それぞれ次の各号に定める要件に該当する者の中から、消防局長が任命する。

(1) 救助隊長

ア 消防司令又は消防司令補の階級にある者

イ 消防学校救助科若しくは、救助隊員研修を修了し、又は消防組織法(昭和22年法律226号)第5条の規定による消防大学校救助科を修了した者

ウ 特別救助隊長の実務経験がある者

エ 年齢50歳以下である者

オ 消防局長が特に必要と認めた者

(2) 救助副隊長

ア 消防司令補又は消防士長の階級にある者

イ 救助隊の実務経験がある者

ウ 年齢45歳以下である者

(3) 救助隊員

ア 特別救助隊の実務経験がある者

イ 年齢45歳以下である者

ウ 消防局長が特に必要と認めた者

(編成要件)

第8条 特別救助隊及び高度救助隊の編成要件は、次の各号のとおりとする。

(1) 特別救助隊 4人以上の隊員で編成することの他、次のとおりとする。

ア 兼任救助隊であること。

イ 救助工作車、重機及び重機搬送車、及び津波・大規模風水害対策車を運用すること。

(2) 高度救助隊 5人以上の隊員で編成することの他、次のとおりとする。

ア 専任救助隊であること。

イ 救助工作車及び水難救助車を運用すること。

(教育研修等)

第9条 [略]

2 教育研修は、消防大学校並びに消防学校が行う学校教育研修及び警防課長が行う救助隊員研修とする。

3 教育研修は、第7条第1項各号に該当する者に対し行うものとする。

4 警防課長が行う救助隊員研修は、救助隊員の選考基準(別表1)を満たしている者の中から署長又は各課長の推薦をもって行うものとする。

5 教育研修が修了したときは、局長が認定を行い救助隊員資格者名簿へ登載するものとする。

(救助活動に必要な資格技能)

第10条 特別救助隊及び高度救助隊の職員は、次の各号に掲げる資格の取得及び講習等の受講に努めるものとする。

(1)～(10) [略]

(救助隊長の責務)

第11条 救助隊長は、上司の命を受けて隊員を指揮監督し、救助業務を迅速かつ的確に行うとともに、隊員の安全確保に努めなければならない。

2 救助隊長は、特異な救助事案がある場合

(編成要件)

第9条 救助隊の編成要件は、次の各号のとおりとする。

(1) 特別救助隊は、第7条各号の要件に該当する5人以上で編成する。

(2) 高度救助隊は、前条各号の要件に該当する5人以上で編成する。

(教育研修等)

第10条 [略]

(救助活動に必要な資格技能)

第11条 救助隊は、次の各号に掲げる資格の取得及び講習等の受講に努めるものとする。

(1)～(10) [略]

(救助隊長の責務)

第12条 救助隊長は、救助業務を迅速かつ的確に行うとともに、隊員の安全確保に努めなければならない。

<p><u>には、指揮隊の任務を補佐することができる。</u></p> <p>(任務の代理)</p> <p><u>第12条</u> 救助隊長に事故がある場合は、救助副隊長がその任務を代理する。</p> <p>2 救助副隊長に事故がある場合は、<u>消防士長の階級にある者が、その任務を代理する。</u></p> <p>(救助隊の心構え)</p> <p><u>第13条</u> 救助隊は、<u>別表2に定める心構えを備え、積極的に部隊及び個人の訓練及び研鑽に努めなければならない。</u></p> <p>(報告)</p> <p><u>第14条</u> 救助活動を行ったときは、<u>那覇市消防局警防規程第80条に定める報告を局長に行わなければならない。</u></p> <p>(検討会)</p> <p>第15条 署長又は警防課長は、今後の活動に役立てるため、<u>特異又は必要と認める救助活動の事例について、検討会を開催しなければならない。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第16条 この訓令に定めるもののほか、<u>必要な事項については局長が別に定める。</u></p> <p>別表1(第9条関係) [略]</p> <p>別表2(第13条関係) [略]</p>	<p>(任務の代行)</p> <p><u>第13条</u> 救助隊長に事故がある場合は、救助副隊長がその任務を代行する。</p> <p>2 救助副隊長に事故がある場合は、<u>救助隊長があらかじめ指定した救助隊員が、その任務を代行する。</u></p> <p>(研鑽)</p> <p><u>第14条</u> 救助隊は、積極的に部隊及び個人の訓練及び研鑽に努めなければならない。</p> <p>(検討会)</p> <p>第15条 署長又は警防課長は、今後の活動に役立てるため、<u>特異又は必要と認める救助活動の事例について、検討会を開催することができる。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第16条 この訓令に定めるもののほか、<u>必要な事項については消防局長が別に定める。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>4 改正前の別表部分に対応する改正後の部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

那覇市消防局訓令第4号
令和4年3月4日
公 表 濟

那覇市消防特殊災害対応隊規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局 長 島 袋 弘 樹

那覇市消防特殊災害対応隊規程の一部を改正する訓令

那覇市消防特殊災害対応隊規程(平成21年消防本部訓令第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、<u>那覇市消防局警防規程(平成20年消防本部訓令第1号。以下「警防規程」という。)</u>第2条第1号に規定する災害活動のうち、<u>放射性物質、病原体、有毒ガス、毒劇物等に起因する災害(以下「特殊災害」という。)</u>が発生し、若しくは発生するおそれがあり、又は被害の拡大が予想される場合において必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 前条の活動をより専門的、かつ、効果的に実施するため、<u>那覇市消防特殊災害対応隊(以下「特災隊」という。)</u>を置く。</p> <p>(配置)</p> <p>第3条 <u>特災隊は、中央消防署神原分署に配置する。</u></p> <p>(編成)</p> <p>第4条 <u>特災隊は、ポンプ自動車、特殊車両等をもって編成する。</u></p> <p>(職等)</p> <p>第5条 <u>特災隊に中隊長、小隊長及び隊員を置く。</u></p> <p>2 <u>前項の職につく消防吏員の階級(那覇市消防吏員階級規則(平成30年那覇市規則第6号)第2条の階級をいう。)</u>は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>[表 略]</p> <p>3 <u>特災隊の人員は、7人を基本とする。</u></p> <p>(任命)</p> <p>第6条 <u>消防局長は、身体強健、かつ、責任感おう盛にして、特殊災害に対する専門</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、<u>消防活動のうち、放射性物質、生物剤及び化学剤等による災害(以下「特殊災害」という。)</u>に対応する<u>那覇市消防特殊災害対応隊(以下「特災隊」という。)</u>の配置、編成及び出動区域等について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(配置)</p> <p>第2条 <u>特災隊を中央消防署神原分署に配置する。</u></p> <p>(編成)</p> <p>第3条 <u>特災隊は7人以上で編成し、隊長及び隊員をもって構成する。</u></p> <p>(隊長の任命)</p> <p>第4条 <u>隊長の任命は、次の各号の要件を満たす者の中から、消防局長が任命する。</u></p>

的知識を有する者のうち、特災隊の中隊長、小隊長及び隊員をそれぞれ任命する。ただし、中隊長については、消防組織法(昭和22年法律第226号)第5条の消防大学校における救助科若しくは消防救助に関するコース又は沖縄県消防学校における救助科若しくは特殊災害科を終了した者並びに同等以上の知識及び技術を有すると認められる者から任命する。

(出動区分)

第7条 特災隊の出動区分は、那覇市行政区域内で発生した特殊災害とする。ただし、那覇市行政区域外で消防局長の特命があるときはこの限りでない。

(任務)

第8条 特災隊の主な任務は、次に掲げる事項とし、必要に応じて、安全な消防活動を実施するために指揮隊を補完することができる。

- (1) 人命救助に関する活動
- (2) 検知に関する活動
- (3) 警戒線設定(ゾーニング)に関する活動
- (4) 除染に関する活動
- (5) 汚染物質の拡散防止に関する活動

(教育及び訓練)

第9条 [略]

2 特災隊に属する職員は、必要な知識及び技能の習得を図り、特殊災害に適切に対応できる臨機の判断力及び行動力を養う

- (1) 消防学校の教育訓練の基準(平成15年消防庁告示第3号)に規定する消防学校における救助科又は特殊災害科若しくは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第5条の規定による消防大学校救助科を修了した者

- (2) 消防局長が特に必要と認めた者

(出動区域)

第5条 特災隊の出動区域は、那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例(昭和47年条例第15号)第4条に定める管轄区域とする。ただし、消防局長が必要と認める場合は、この限りではない。

(任務)

第6条 特災隊は、特殊災害活動並びにこれらに関連する業務に従事することを任務とする。

(教育訓練)

第7条 [略]

<p><u>よう努めなければならない。</u> (中隊長及び小隊長の責務)</p> <p><u>第10条 中隊長及び小隊長は、上司の命を受けて隊員を指揮監督し、安全管理に努め、災害実態を冷静に見極め、迅速適切な対応をしなければならない。</u></p> <p><u>第11条</u> [略]</p>	<p>(隊長の責務)</p> <p><u>第8条 隊長は、特災隊の活動を統制し、隊員の安全確保に努めなければならない。</u></p> <p><u>第9条</u> [略]</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 表の改正規定において、改正前の欄中に対応する改正後の欄中がない場合には、当該表を削る。 	

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

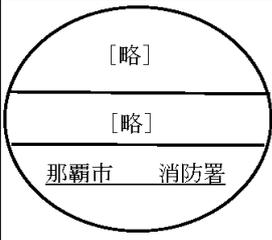
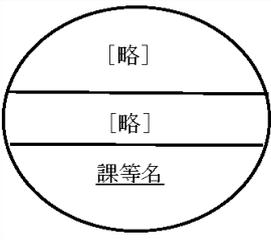
那 霸 市 消 防 局 訓 令 第 5 号
令 和 4 年 3 月 10 日
公 表 濟

那 霸 市 消 防 同 意 等 事 務 処 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よ う に 定 め る。

那 霸 市 消 防 局
局 長 島 袋 弘 樹

那覇市消防同意等事務処理規程の一部を改正する訓令

那覇市消防同意等事務処理規程(令和 2 年 4 月 1 日消防局長決裁)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表				別表			
分類	名称	ひな型	寸法	分類	名称	ひな型	寸法
[略]				[略]			
(2)	[略]		[略]	(2)	[略]		[略]
[略]				[略]			
(5)	[略]		[略]	(5)	[略]		[略]
[略]				[略]			
(7)	[略]		[略]	(7)	[略]		[略]
[略]				[略]			
備考(1)、(2)、(5)、(6)の課等名称は、 <u>予防課及び消防署等の場合、その名称とする。</u>				備考(1)、(2)、(5)、(7)の課等名は、 <u>予防課、消防署、分署及び出張所の場合、その名称とする。</u>			
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。							

付 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 35 号
令和 4 年 3 月 9 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第1号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者 新規指定

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
502	アールテクノ工業合同会社	沖縄市知花五丁目 29 番 7 号	喜納 瑠久	令和 3 年 12 月 9 日
503	株式会社アイ・シー・エス	島尻郡南風原町字本部 405 番地 2	上間 誠	令和 3 年 12 月 27 日

那覇市上下水道局告示第 36 号

令和 4 年 3 月 14 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の有効期間満了について

那覇市下水道条例第16条に基づく更新手続きがなかったため、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定 (登録) 番号	指定工事店名	代表者氏名	営業所所在地	理由	満了日
74	ナハ通信建設有限会社	里村 一喜	那覇市首里赤田町 3丁目26番地	有効期間満了 のため	令和4年 3月31日
185	株式会社沖縄日立	石塚 元	那覇市字安謝230番地	有効期間満了 のため	令和4年 3月31日
188	知念設備	知念 喜達	那覇市鏡原町8番1号	有効期間満了 のため	令和4年 3月31日
189	那覇設備	福里 淳	那覇市上間1丁目4番 3号	有効期間満了 のため	令和4年 3月31日
447	有限会社リングキープ沖縄	大嶺 勲央	豊見城市字保栄茂 7番地2	有効期間満了 のため	令和4年 3月31日

那覇市上下水道局告示第 37 号
令 和 4 年 3 月 14 日
掲 示 済

水道料金等コンビニ収納代行業務委託について

地方公営企業法施行令第26条の4第1項の規定により、次のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

1 受託者の住所及び氏名

住 所	氏 名
沖縄県那覇市久茂地一丁目 1 1 番 1 号	株式会社琉球銀行
東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号	地銀ネットワークサービス株式会社
東京都港区港南 1 丁目 8 番 2 7 号	株式会社しんきん情報サービス
北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 4 2 1 番地	株式会社セイコーマート
東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号	株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地の 1	株式会社ポプラ
千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1	ミニストップ株式会社
東京都千代田区岩本町 3 丁目 1 0 番 1 号	山崎製パン株式会社
東京都品川区大崎 1 丁目 1 1 番 2 号	株式会社ローソン

2 委託期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 委託内容 水道料金等の収納事務

那覇市上下水道局告示第 38 号
 令 和 4 年 3 月 2 2 日
 掲 示 済

那覇市上下水道局お客様センター業務委託に伴う徴収事務の委託について

みだしのことについて、地方公営企業法施行令第 26 条の 4 第 1 項及び那覇市上下水道局徴収事務委託規程第 4 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 上地 英之

- | | |
|--------------|---|
| 1 受託者の住所及び氏名 | 那覇市おもろまち4丁目20番16号
太閤建設・第一環境連合体
代表構成員 株式会社 太閤建設
代表取締役 浦崎 家三 |
| 2 委託期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |
| 3 委託内容 | (1) 使用水量の計量及び認定
(2) 水道料金、下水道使用料及び再生水料金の徴収
(3) その他、附帯する事務 |

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第2号
令和4年4月1日

那覇市学校給食センターの受配校に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教 育 長 山 城 良 嗣

那覇市学校給食センターの受配校に関する規則の一部を改正する規則

那覇市学校給食センターの受配校に関する規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(受配校) 第2条 那覇市学校給食センター設置条例 第2条に規定する施設に係る受配校は、次の表のとおりとする。 [表 別記] 2 [略]	(受配校) 第2条 [略] [表 別記] 2 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

[第2条第1項の表]

施設	受配校
首里学校給食センター	城東小学校 城南小学校 <u>石嶺小学校</u> 松島中学校 松城中学校 石嶺中学校
[略]	
真和志学校給食センター	<u>大道小学校</u> 与儀小学校 仲井真小学校 真地小学校 真和志中学校 石田中学校 仲井真中学校
[略]	

[改正後 別記]

[第2条第1項の表]

施設	受配校
首里学校給食センター	城東小学校 城南小学校 <u>石嶺小学校</u> <u>首里中学校</u> 松島中学校 松城中学校 石嶺中学校
[略]	
真和志学校給食センター	大道小学校 <u>壺屋小学校</u> 与儀小学校 仲井真小学校 真地小学校 真和志中学校 石田中学校 仲井真中学校
[略]	

監査委員公表

那 監 公 表 第 1 2 号

令 和 4 年 3 月 1 8 日

掲 示 済

那覇市監査委員	渡 口 勇 人
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	奥 間 亮

令和 3 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき講じた措置について（公表）

令和 3 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、那覇市長及び那覇市上下水道事業管理者から通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項後段の規定により、次のとおり公表する。

令和 3 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき講じた措置

○ 第一牧志公設市場建設工事（建築）**(4) 着手前の技術調査について****イ 設計図書及び特記仕様書について****(ア) 指摘事項等（注意事項）**

特記仕様書の内容を変更する際、公共建築工事標準仕様書の年度変更など軽微なものとして、メールで済ませたものがあった。軽微なものでもメールではなく、工事打合せ簿など指示書において行う必要がある。

□ 上記事項に関する措置

特記仕様書に記載された公共建築工事標準仕様書等の図書の年度変更については、書面による指示書に改めました。今後は、特記仕様書の内容変更が軽微なものであっても、工事打合せ簿による指示書により対応します。

(イ) 指摘事項等 (要望事項)

特記仕様書の「①一般共通事項 ⑦施工図等 (3) 施工計画書等の提出時期」において「施工計画書は契約後 30 日以内」となっているが、一方、「現場説明書」では「その部分の施工にかかる 15 日前まで」となっている。両者を一体的に理解できるよう特記仕様書の記述を工夫されたい。

□ 上記事項に関する措置

施工計画書の提出時期については、「建築工事特記仕様書」と「現場説明書」を一体的に理解ができるよう、今後、関係各課と調整し、記述の仕方を見直し是正します。

(ウ) 指摘事項等 (要望事項)

構造特記仕様書の「Ⅱ-2 特記仕様書の取扱い」で提出を求める施工計画書と実際に提出された施工計画書の標題に差異がある。発注者が要求する施工計画書の内容に見合う施工計画書は提出されており問題はないが、特記仕様書の表現を工夫する等の措置を検討されたい。

□ 上記事項に関する措置

今後、特記仕様書の標題については、建築工事監理指針で求める書類を参考に整理を行います。

ウ 積算について

(ア) 指摘事項等 (注意事項)

公共工事の品質確保の促進に関する法律第 7 条第 1 項では、「市場における労務及び資材等の取引価格を的確に反映した積算を行う」ことを発注者の責務としている。このため、発注時期に近い単価を採用することが必要となるが、本工事では単価採用時期(令和元年 5 月)と発注時期(令和 2 年 4 月)に 1 年の差がある。これは、「入札不落 2 回などにより、その遅れを取り戻すために発注準備期間の短縮を図り、単価見直しの作業を省いたことによる」とのことであるが、法の趣旨から離れた対応となるので、今後改善するようにされたい。

□ 上記事項に関する措置

今後は、関係法令を遵守し対応します。

(5) 着手後の技術調査について

ア 施工管理

(ア) 指摘事項等 (要望事項)

総合施工計画書は、大目次と総論では必要事項を満たしているが、記述内容に不十分な点が見受けられる。特記仕様書、現場説明書、質問回答書等で発注者が要求している事項についての実施方針を理解できる記述が必要である。特に、計画工程、現場組織表、安全管理、施工監理計画、交通管理、環境管理など、全体的な工事管理（特記仕様書の一般事項等）や個別の施工計画書で詳述されない事項等については、総合施工計画書において具体性のある記述がされている必要がある。今後、総合施工計画書の細目次を示す、施工計画書記載事項チェックシートを充実する等の措置を検討されたい。

また、施工計画書には頁を付けるよう指導されたい。

□ 上記事項に関する措置

今後、全体的な工事管理については、総合施工計画書において具体性のある計画が分かるよう、建築工事施工チェックシートや施工計画書作成要領を参考に、記載内容を検討します。

(イ) 指摘事項等 (注意事項)

施工計画書について、当初、工事着手前に提出されているが、変更指示等に伴う改定の際、その変更に係る工事に着手する前に提出がされていなかった。当該変更に係る工事の着手前までに提出するよう指導・監督されたい。

□ 上記事項に関する措置

施工計画書の内容に変更が生じた場合、今後は、当該変更に係る工事の着手前までに、変更施工計画書を提出するよう指導します。

カ 環境管理

(ア) 指摘事項等 (注意事項)

総合施工計画書における「再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書」について、「再生クラッシュラン」の使用を予定しているが、その規格、利用用途や利用量など、必要事項の記載がないので、必要事項はしっかり記載するよう指導されたい。

□ 上記事項に関する措置

今後は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書に記載する項目に記入漏れが生じないように指導します。

キ 安全管理

(7) 指摘事項等 (要望事項)

安全管理は元請負者が統括するため、総合施工計画書には、安全衛生協議会の組織、日常安全活動、安全管理活動サイクル、教育計画、建設機械点検、化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に係る安全データシート (SDS) など、具体的な取組み内容について記載されるよう検討されたい。また、交通安全管理について別章を設けて記載されるよう検討されたい。

□ 上記事項に関する措置

元請負者が統括する安全管理について総合施工計画書に記載する場合、今後は、具体的な取組み内容が分かるように、施工計画書作成要領を参考に、記載内容を検討します。

○ 令和 3 年度福州園再整備工事 (土木)

(4) 着手前の技術調査について

イ 設計図書及び特記仕様書について

(7) 指摘事項等 (要望事項)

接合部検査は、数量総括表に明示されているが、検査方法等がわかるように特記仕様書等に明示するようにされたい。

□ 上記事項に関する措置

今後は、特記仕様書の補足事項に明記します。

(5) 着手後の技術調査について

ア 施工管理

(7) 指摘事項等 (要望事項)

当初の施工計画書では、主要資材の記述漏れや交通整理員の配置図が整備されないなど、記載内容に不十分な点があった。そのため、市監督員の指導等により記載内容が追加され、発注者が要求している事項について、双方が理解できる記述がなされたとのことである。引き続き、適切な施工計画書の作成に取り組みされたい。

□ 上記事項に関する措置

今後も、適切な施工計画書となるよう指導します。

ウ 品質管理

(7) 指摘事項等 (要望事項)

品質管理では、防水シート工について記載されているが、他の工種については記載が無い。それは、土木工事共通仕様書にそれら工種の記載がないからとのことであるが、記載のない工種につ

いては、公園緑地工事施工管理基準（国土交通省都市局公園緑地・景観課、平成 24 年度版）など他の技術基準等から引用するなどして施工計画書に記載し、実施するよう指導されたい。

□ 上記事項に関する措置

他の技術基準等を引用し施工計画書へ明記しました。今後、施工計画書に記載する項目に不足が生じないよう指導します。

(イ) 指摘事項等（要望事項）

段階確認予定一覧表が施工計画書に記載されていなかった。効率性の観点からしても、事前に確認項目、確認時期等を検討させ、施工計画書に記載させるよう、指導されたい。

□ 上記事項に関する措置

段階確認予定一覧表を施工計画書へ明記しました。今後、施工計画書は、効率性の観点から、確認項目や時期等を明記するよう指導します。

エ 出来形管理

(ア) 指摘事項等（要望事項）

品質管理と同様に土木工事共通仕様書、公園緑地工事施工管理基準等を引用するなどして、全ての工種毎の管理基準、出来形管理の方法を施工計画書に記載し、実施するよう指導されたい。

□ 上記事項に関する措置

他の技術基準等を引用し施工計画書へ明記しました。今後、施工計画書に記載する項目に不足が生じないよう指導します。

オ 写真管理

(ア) 指摘事項等（要望事項）

品質管理と同様に土木工事共通仕様書、公園緑地工事施工管理基準等を引用するなどして、全ての工種毎の写真管理の方法を施工計画書に記載し、実施するよう指導されたい。

□ 上記事項に関する措置

他の技術基準等を引用し施工計画書へ明記しました。今後、施工計画書に記載する項目に不足が生じないよう指導します。

(7) 現場調査

ア 現場施工状況

(ア) 指摘事項等（注意事項）

桃花溪の石積みにおいては、既設防水シートの上で作業をしている。防水シートを傷めることがないよう保護策を講じるよう指

導・監督されたい。

上記事項に関する措置

既設防水シートへの保護策を講じるよう指導し、改善を確認しました。

○ 令和 2 年度那覇新港ふ頭地区配水管布設工事

(5) 着手後の技術調査について

ア 施工管理

(7) 指摘事項等（要望事項）

水道工事以外の施工管理基準も組み合わせて工種別の施工管理基準を適用することは適切であるが、適用基準には年度を記入するよう指導されたい。

また、施工計画書には頁を付けるよう指導されたい。

上記事項に関する措置

今後、施工計画書に、適用基準年や頁等を明記するよう指導します。

ウ 品質管理

(7) 指摘事項等（要望事項）

段階確認予定一覧表が施工計画書に記載されていなかった。効率性の観点からしても、事前に確認項目、確認時期等を検討させ、施工計画書に記載させるよう、指導されたい。

上記事項に関する措置

今後、施工計画書に、効率性の観点から、段階確認項目や時期等を明記するよう指導します。

(6) その他

(7) 指摘事項等（要望事項）

完成時の成果品については紙での提出となっているが、今後、電子納品について検討されたい。

上記事項に関する措置

一部紙での提出となっている成果品につきましては、今後、他の水道事業者等の運用状況などを検証し、電子納品について検討します。

